

六
一

63

73

大教正藤井稜威撰述

神宮教立教大意述義詳解

甲

東京 神宮教教校藏版

神宮教立教大意述義詳解

神宮教教校長 藤井稜威

明治十六年のころ神宮教立教大意を解きて、神宮教會要旨の第一、三の卷とし、なほ其解を委せんとて、四説、四神理の八題を作りたり、又同十八年八月十日より、二十日の間、廣島本部にて、各教師を集め、講究せし時講義せし其書取を教導職必携、また教旨といひて、修徳雑誌に掲げ、後に神宮教と稱す一冊となせるものもあり、今年神宮教々校にて、教典を講明する爲にとて、ちらりになれるもの多也。渠めきて、こと多くて文詞のとりどりなるをも正しあへず、こゝに題名を作り、本稿をなむ。心厚き人は、思漏らしつることもを、よく訂し給ひてよ。

○説四神理（本題は、神宮教立教大意たる、惟神旨によれるものにして、義に撰べる神宮教會要旨（立教大意述義の章）に云る如く、其第一章によりて、造化、幽顯、修理固成の三説を成し、第二章によりて、修祓、鎮魂、主宰分掌、神魂歸天の四神理をなす。これ惟神旨の經なり、第三章によりて、修祓、鎮魂、主宰分掌、神魂歸天の四神理をなす。これ惟神旨の經なり、

○外題は、本題の旨を明ならしめん爲に、題を分てる故に、數十題の多きに至ると雖、未だ八本題の趣旨と能はず、猶後會を待て、其蘊奥を開くべし、要するに、惟神の教旨を明にするにありて、一も私意を交ふるものなし、凡て神典皇史に根據をとるものなり、

造化説

造化の語は、古事記に、「參神作^{タツリ}造化之首」（元首の義なり）とあるに據り、天之御中主神の創造生化の神徳、産巢日神の鎔造化育の功德を説く者なり、幽顯、修理固成、皇國々體等、該題の旨趣こゝに起因せざるはなし、概して當題の分題と云ふも、謎言とすべからず、其故は造化は、天地万物の元始のみを、造化するに非ず、千万世にわたりて、其神徳を幸ひますこと、古も今も行先も、替ることなし、天照大御神の御神徳は、今の顯世に近ければ、人皆能く其鴻恩を知る、造化の神の御神徳に至りては、目のあたり見る所

能はざるより、或はこれに心を潜めざるもの多し、これ幽中の幽にして、殊に深遠なるが故なり、抑我天皇の鴻恩に浴するもの、誰か天照大御神を、尊敬し奉らざるものあらん、これ皇位は、天照大御神の定め給ひ、天壤と俱に無窮ならしめ給ふが故なり、然れば天照大御神の、生成化育の鴻恩を蒙るものは、宜しく其大元の神を、崇敬し奉るべし、然りど雖、造化の神徳は、天地万物の未だなかりし時に起り、幽顯神人万物の具備したる世に及びて、限りもなきものなれば、書に筆し、言に語り盡すべきに非ず、いかに委しくすとも、なほ其事實の万分一にも、及ばざるものと知るべし、かくの如く無限の神徳にして、容易く説き出べきにあらずと雖、本教の由て起る元始なれば、殊に謹み重じて、神典により其本旨を明にし、教徒をして遺憾なからしめんことを要し、且海外に所謂、造物主と云る神の如きにあらず、ゆめかくの如く後世人の方便を以て、作爲せしものにあらざる旨を、明らかならしめ、神の御代に天の御柱、國の御柱を鎮め立給へる、神業に神習ひ、天下の人に、周ねく、靈の真柱を、いはひ鎮めしめて、天地といや遠長に、子孫の末々に至るまで、清き赤々眞情を傳へ繼て、皇が朝廷の御臣たる大道を、踏達へしめじと、まづ天之御中主神の御神徳を、説明し奉らんとす、

○天之御中主神の御神徳のことば、古事記に天地の初て發くる時、高天原に成坐る神とあり、日本紀、古語拾遺も同じく、大原の始に現れ給へる趣きにて、その御言御行ともに、一も世に聞えざれども、其御名の義を解し、而して古事記に、夫混元既凝、氣象未^レ効、無^レ名無^レ爲、誰知^ニ其形、云々と云る如く、大元の始のとは、後の世にして、明め難きを、元始の綿邈たる、先聖の恩頼にて、大素の杳冥なる、本教を傳へ給ふによりて、大元の始を知り、天神の神理を、明にすることを得るは、いともかしこく、歎ばしきことになん、いでこの神の御神徳を、かつがつ説き出でんとす、まづ右の記の文に、混元既凝、氣象未^レ効とあるは、假令ば人は幼にして、妻なく子なしと雖、既に倫理の道は、其人に備はれり、そはこゝに妻を娶り、子を生すれば、其道あらはるゝを以て論なし、また天地も万物もなき古と雖、之を具備したる今日の實事は、有し玉へるものなり、故に天地万物の、未だなかりし古へも、既に顯在せる今日も、俱に天之御中主

神の、御神徳に至りては、異なることなきを、まづ心得べし、抑此神は、隱身の神にますよしは、記に傳へたるが如くなれど、他の隱身の神と、聞えさせ給へるより、いと深く遠くまして、幽中の幽にましくけり、他造化の神等とは、殊にましませること、今事新く云までもなし、産巢日神と雖、直に御言通し給ふことは、なかりけひ、此神の御言も、御所行も傳はらぬを以て、思ひ悟るべし、固より人の言のはに語るべき限には、あらざること明らけし、されば世の中にある万物、何一つとして、此神の御恩頼を、蒙らぬものなく、御神徳によらざるものは、世の中になきことなり、造化の神の神徳は、細密にわたり、天地間に彌縫せり、文化の基、既に定れるものにあらずや、抑造化は、物を創造生化する義にて、其物とは、神人、万物これなり、天地の大なるより、虫魚の小なるに至るまで、一も之に漏るゝことなし、かの人體中にすむ、小虫、水中等にすむ小虫の如きに至りては、人を去ること幾百分の小なるものなり、されどこの小虫に必ず頭足、腹背なくんばあるべからず、然らば彼が腹中にすむ小虫もあるべし、實に限りなき微細なる物に至りては、人の智を以てはかり知る限りに非るなり、かゝる微細より大なる物に至りては、吾人のすむ大地の如きは、又驚くべき大なるものなり、但これより大なること、尙幾万倍なる物あらん、其小なるより、大なるものに至るまで、之を生化する神、即ち造化の元首にして、其功德の大なることを知るべし、産巢日神をして、物體を成さしめ給ふも、この神の神徳の内にありて、其恩頼には漏れざるものなり、然れば諸の神たちの、幽世の神業をはじめ、顯世の人のなしとなす、ことに至るまで、何一として、此神の御神徳の内に、あらざることなし、いかにとなれば、成す所の業は、云はまくも更なり、なすべき物實たる己の身を初め、其用とするものみな、天地の内にあらざるもの、外ならざればなり、猶次々に云ふむねと合せ考ふべし、今天之御中主神の、廣大なる御神徳を解述んとすれば、其御成業の効を、解されば、其說いまだ明かなること能はず、こゝにおいて、先づ産巢日神の御神徳を説き出んとす、天之御中主神と云ふ御名の義は、こと長ければこゝにはいはず、又此神のまします處を、紀、記には、高天原、拾遺には天中^{カモ}とあり、ともに天地万物を、造化し玉ふ所を云ふこと、天地万物を主宰し玉ふ、天照大御神の御座所を、

高天原と云ひ、又顯界を統御し玉ふ天皇の御座所を、高御座と云に同じ、尙下に云べし、其旨を合せ考へし。

○產巢日神の御神徳は、まづ高御產日神、神產日神と、ニ柱ましまして、紀、記、古語拾遺とはじめ、古書に傳ふる處によれば、天之御中主神の、次に立給ひて、天地神人万物を產生し、今の現に至るまで結びて、一の物體となすものは、みな此神の御神徳に依るものなり、產巢は物を產生し玉ふ義にて、日は靈奇の神靈を申すなり、古語拾遺の異本等によれば、此二柱の神は、天之御中主神の、御子と傳へたり、後の世の神人の、父子のさまにこそ、あらざりけり、天之御中主神の、御神徳の内に、顯れ出で給ひて、其神徳を賛けて、万物を結びなし給へるさまは、正く御親子の如くや、ましくけん、丹生川上祝の氏文に、始祖天魂命、次高御魂命、次血連魂命、次安魂命、次神魂命と見え、又神祇官に、王積產日神、生產日神、足產日神ませり、猶產靈神と云る神、古書にこれかれ見えたり、この中に、天魂命は始祖とさへありて、高御產日命の上に列ね奉れるは、少縁ならず聞えたり、（これに付て先哲の說われど、こゝには云はず）皆產日の神徳にませる中に、高御產日神、神產日神は、神祇官にても、最初に列ね給ひて、殊に尊くましましけり、又紀、記に事ある時、高御產巢日神、神產巢日神は神體を現しまして、言議あり、詔命あり、御所業あり、これは正しく、當時のさまに隨ひて、御分魂の暫く、現身を現はして、爲し給へるものと見ゆ、御名を高木神、神產巢日御祖命と云るも、其故なるべし、御分魂の現身になりて、爲し給へる事は、御本靈とは、異なる御神徳にて、其例人の世になりても、大物主神、一言主神とはじめ、これからみえたり、故にその御神徳の如きは、修理固成の中に、加ふべきものなれば、この所に説く限りにあらず、さてかく天之御中主神、產巢日神の御神徳を、説き奉るにも、御名の上に、止りたるのみにては、未だ聞えかねたるものあり、今一層人に聞とり安からしむるには、後の世に耳なれたる言にあかず、故に創造生化、鎔造化育の一題を設けて、猶詳かに御神徳を、説き明らめ奉らんとす。

○創造生化と云は、則ち古事記に造化と云に同じ、天之御中主神、造化の元首とまして、何事をやなし給ると云はむに、則ち天地神人万物を、創造生化し給へるなり、既に天地、神人、万物を悉く創造生化し給へば、產巢日神をはじめ、自餘の神等には、何の御功もなきが如くなれども、然らず、天地、神人、万物を產生出し給る神は、產巢の神にませり、又神代の神は云々も更に、今の現の人々に至るまで、其大小の差こそあれ、ほそほそに、造物の功はあることなり、たゞ幽顯のさかひありて、其功に差別あるが故に、大に異なるに至れるなり、然ればこゝに所謂、創造生化は、何物を成し給へるぞと云に、產巢日神の鎔造し給へる元素の物を、まづ成し玉ひて、之を結びて、物體になさしめ、之を生成化育せしめ給ふ所の大き徳にましませば、神の御代の事は云も更なり、天下後世人の以てなしとなす事と雖、之を約すれば、一として創造生化の中に、あらざるはなし、此神の元素をなし給るに非れば、產巢日神は何物をか結びて、物體あらる天地神人万物を產生し給ふべき、深く心をひそめて、考へ奉るべし、後の世人偶々、其元素あることを知りて、火は何元素、水は何元素、或は何十元素ありて、人體はなれりなし、其元素を知り盡せるごとく云へど、そは続に人の窮理の、及ぶ限りにこそあれ、幽中のことは、いかで窮め盡すことを得べき、凡そ人の身體の如き、既に位置備れるものは、其分に應する者には、眼力之に及べども、其極めて大なる者、精微なるものと見えたり、古より大神大御神など、稱し奉らざるも、故あることなるべし、万物の靈たる人の智にも、必ず其思慮の能く限りにあらず、其物の微細なるが爲なり、但し其極めて微小なるもの、即ち極めて其廣大なるものを成せり、これに依て、其位置既に定りて、其分を備へたる後世の神人にして、量り知ること能はざるものあるを知べし、又古代より、この神には四時の祭幣を獻り給ふとなく、神社に齋ひ奉ることも聞えず、甚く自餘の神たちと、異なるどころあり、心を注ぐべし、凡て天地間にあらゆること、創造生化の功徳に、漏るゝことなしと雖、これは幽中の幽にあり、顯はれたることに、説き及ばざれば、其御大徳をして、詳に之を示すこと能はず、故にこゝに鎔造化育の神徳を説き出て、本題の説をして、全からしめんとす、

○鎔造化育とは、産巢日神の御神徳を、かく書取れるものなり、顯宗天皇紀に、三年春二月丁巳朔、阿閦臣事代、銜命出使于任那、於是月神著人謂之曰、我祖高皇產靈尊、有預鎔造天地之功、宜以民地奉、我月神、若依諸獻、我當福慶、事代由是、還京具奏、奉以歌荒撰田、壹岐縣主先祖、押見宿禰、侍祠、夏四月丙辰朔、庚申、日神著人、謂阿閦臣事代曰、以磐余田、獻我祖高皇產靈尊、事代便奏依神乞、獻田十四町、對馬下縣直侍祠、(日神の御事としことも、月神のと等しかりしを、上文にゆづりて、略かれたること、先哲の説るがごとし)と見えたる、鎔造の文字をとりて、かく題名しつゝて天之御中主神の、創造生化と相並びて、鎔造化育あるにあらず、幽顯、神人、天地、君臣、父子等のごとく、堅に列なるべるものと、混するが故に、解得ざることあり、然れば顯は幽中の一界にして、別界あるにあらず、人並べるものと、是等下各條にわたりて、要とあることなれば、こゝに委く説明するものなり、この鎔造化育は、則ち創造生化の内にありと雖、これを委くするときは、天之御中主神の御神徳は、幽なるを、産巢日神の御神徳は、今の顯にちかけければ、既に其物體をあらはし給へるも、この由にて心得べし、かの原素は精微なるものにして、未だ人のなれたる動植物の如き、形體を成さなければ、人眼に觸れず、故に未だ物體をなせりと、いふべきものにあらず、産巢日神に至りて之を結びて、天地、神人、万物とはなし給へるなり、中古人が口吟にも、心をも形をも、此神の結び給へりと云るも、この由なり、産巢日神は、天地の初の時より、天地のあらむかざり、かくの如き御大徳にましくければ、朝廷の御上は云々も更に、世人の尊敬も、他の神たちに異なり、産巢日神の鎔造化育によりて、天地をはじめ、神人、万物を生じ給へば、その神と人と權力を異にし、また禽獸、虫魚に至るまで、各々其形體位置の分をなし、其界を異にするに至る、故に鎔造化育の本義を、明にせんには、先幽顯の説を、説明せずんばあるべからず、

幽顯説

幽顯のこととは、神典に明かなるを近代之を解き誤れるものあり、よりて先との誤ることを辨へ、本旨を明にせんとす、記に憑身とあるは、現身に對へて、神靈のことを云ひまた出入幽顯とあるは、伊邪那岐大神の、夜見國に幸行ると、幽に入ると云ひ、顯國に同坐るを顯に出と云るなり、また紀に幽顯とあるは、訓乃如く、神と人を云り、また同紀に、幽神事、顯露事とある、幽神事は、幽界の神事を云ひ、顯露事は、人畜とはじめ、動物植物に至るまでの、現の上にかゝれる事を云り、抑世に幽といひ、現と云ふは、吾人の形體を具へ、動物、植物世に顯はにして、眼力の及ぶ限りの物に付て、之を云ふなり、形體の有るものも、吾人の眼力に能はざるものは、之を幽と云へる事あり、况や己の神魂をはじめ、祖先及び上代の神靈とや、殊に其在處の著明なる夜見國すら、幽と云ふをや、是も亦人眼の及ばざるに附て、云るが爲なり、我天皇の知召界の限りは、吾人之を號けて顯といふ、而して祖先神靈を始め、神代の神祇等に至りても、各其御力の及ばせらるる限りは、皆顯なること、惟て知るべし、其力及ばせられざる、幽に對しては、吾人の祖先の靈に對するに、異なることなし、然れどは幽中に幽ありて、その奥に至りては、幾界たるを、知らざるに至らん、そもそも、幽中の幽にましまし、天地の未だなかりし、大元の時より、大ましませる、造化元首の神に至りては、天地の間に、幽と云べきものなく、悉く顯なること、云も更なり、かれ幽と云ひ、顯と云は畢竟已に賦せられたる、力の及ぶ限の間に、施したる辭なるを、天地の間に、幽顯の二界あるごとく、説成せるは、甚く誤れるものなり、向へたるを以て知るべし、固より幽といふもの、別にあるにあらず、自ら顯にあるに向へて、云るものなり、幽顯の分る、所以は、神人萬物成れるに依りて、神人萬物、各其權力の差あるが故なり、天之御中主神高御產巢日神產巢日神を、隱身にますよしに傳へたるは、字麻志阿斯詞備比古遲神の成るが故あり、猶次々に隱身の神なるよしを傳へ、古を神代と云ひ、今を人の世と云に到れるも、その心ばへなり、「但し其世を美稱へて神代といへる類は此限に非す」を悉しく云は、字麻志阿斯詞備比古遲

○鎔造化育とは、産巢日神の御神徳を、かく書取れるものなり。顯宗天皇紀に、三年春二月丁巳朔、阿閌臣事代、衡命出使于任那、於是月神、著人謂之曰、我祖高皇產靈尊、有下預鎔造天地之功、宜以民地奉、我月神、若依請獻、我當三福慶、事代由是還京具奏、奉以歌荒採田、壹岐縣主先祖、押見宿禰、侍祠、夏四月丙辰朔、庚申、日神著人、謂阿閌臣事代曰、以磐余田、獻我祖高皇產靈尊、事代便奏依三神乞、獻田十四町、對馬下縣直侍祠、(日神の御事)としことも、月神のと等しかりしを、上文にゆづりて、略かれたること、先哲の説るがごとし、)と見えたる、鎔造の文字をとりて、かく題名しつゝて天之御中主神の、創造生化と相並びて、鎔造化育あるにあらず、幽顯、神人、天地、君臣、父子等のごとく、堅に列なれるにて、鎔造化育は、創造生化中に胎れたるものなり、世人これをかの夫婦、兄弟、朋友、自他等の横に並べるものと、混するが故に、解得ざることあり、然れば顯は幽中の一界にして、別界あるにあらず、人は神の内の一界にして、神の外に人あるにあらず、君臣、父子は、兄弟、朋友の如く相並べり、其權を争ふものにあらず、是等下各條にわたりて、要とあることなれば、こゝに委く説明すものなり、この鎔造化育は、則ち創造生化の内にありと雖、これを委くするときは、天之御中主神の御神徳は、幽なるを、産巢日神の御神徳は、今の顯にちかければ、既に其物體をあらはし給へるなり、上にムスピと云る語を解たるにて心得べし、かの原素は精微なるものにして、未だ人のなれたる動植物の如き、形體を成されば、人眼に觸れず、故に未だ物體となせりと、いふべきものにあらず、産巢日神に至りて之を結びて、天地、神御上は云まくも更に、世人の尊敬も、他の神たちに異なり、産巢日神の鎔造化育によりて、天地をはじめ、神人、万物とはなし給へるなり、中古人が口吟にも、心をも形をも、此神の結び給へりと云るも、この由なり、産巢日神は、天地の初の時より、天地のあらむかどり、かくの如き御大徳にまじへければ、朝廷の御上は云まくも更に、世人の尊敬も、他の神たちに異なり、産巢日神の鎔造化育によりて、天地をはじめ、神人、万物を生じ給へば、その神と人と権力を異にし、また禽獸、虫魚に至るまで、各々其形體位置の分をなし、其界を異にするに至る、故に鎔造化育の本義を、明にせんには、先幽顯の説を、説明せんばわるべからず、

幽顯説

幽顯のこととは、神典に明かなるを近代之を解き誤れるものあり、よりて先その誤れることを辨へ、本言を明してせんとす、記に愚身とするは、現身に對へて、神靈のことを云ひまた出入幽顯とあるは、伊邪那岐大神の、夜見國に幸行るを、幽に入るを云ひ、顯國に回坐るを顯に出と云るなり、また紀に幽顯とあるは、訓乃如く、神と人を云り、また同紀に、幽神事、顯露事とある、幽神事は、幽界の神事を云ひ、顯露事は、人畜をはじめ、動物植物に至るまでの、現の上にかゝれる事を云り、抑世に幽といひ、現と云ふは、吾人の形體を具へ、動物、植物世に顯はにして、眼力の及ぶ限りの物に付て、之を云ふなり、形體の有るものも、吾人の眼力に能はざるものは、之を幽と云へる事あり、况や己の神魂をはじめ、祖先及び上帝の神靈をや、殊に其在處の著明なる夜見國すら、幽と云るをや、是も亦人眼の及ばざるに附て、云るが爲なり、我天皇の知召界の限りは、吾人之を號けて顯といふ、而して祖先神靈を始め、神代の神祇等に至りても、各其御力の及ばせらるる限りは、皆顯なること、推て知るべし、其力及ばせられざる、幽に對しては、吾人の祖先の靈に對するに、異なることなし、然れどは幽中に幽ありて、その奥に至りては、幾界たるを、知らざるに至らん、そもそも、幽中の幽にましまし、天地の未だなかりし、大元の時より、大ましませる、造化元首の神に至りては、天地の間に、幽と云べきものなく、悉く顯なること、云も更なり、かれ幽と云ひ、顯と云は畢竟已に賦せられたる、力の及ぶ限の間に、施したる辭なるを、天地の間に、幽顯の二界あることく、説成せるは、甚く誤れるものなり、右にあぐる所の證、みな顯のなり、幽顯の分る所以は、神人萬物成れるに依りて、神人萬物、各其權力の差あるが故なり、天之御中主神高御產巢日神產巢日神を、隱身にますよしに傳へたるは、宇麻志阿斯詞備比古遲神の成るが故あり、猶次々に隱身の神なるよしを傳へ、古を神代と云ひ、今を人の世と云に到れるも、その心ばかりなり、「但し其世を美稱へて神代といへる類は此限に非す」そを悉しく云はば、宇麻志阿斯詞備比古遲

神の、造化の神に對し、天照大御神たちの、別天神ことのえみまた神代七代の神に、對し給へるも、吾人が神代の神及び祖先神靈に對せるに、異なることをきなり、造化神の天地を鎔造し、神人萬物を成化し給ふ、その成化によれる神人は、造化神と、同徳の神にわらず、新に自ら顯とすべき力を具へて、造化の神の功德を贊成し給ふ、よりて天神の造化説を明かならしめんとするには、まず幽顯説を、詳明に辨解せんばあるべからず、よりてこゝに宇麻志阿斯詞備比古遲神より神代七代の神の神徳を説きひきて幽顯といひ、隱身と云ふことを、明らかへし、

宇麻志阿斯詞備比古遲神より伊邪邦美神まで、十五神は、天地の中に、葦牙の如きものなり、それによりて成ませる神なり、今この神たちの御神徳を説くはじめに、天地の初判と云ふこと、・大地の成れる事と、一物といへる三つと、説きわくへし、

○天地初判、開闢之初、(日本紀、古語拾遺)、天地初發之時、(古事記)、と云ふは云までもなく、世の初めを廣く云ふるなり、產靈神の天地を、鎔造し給へるはじめにて、そのもの、うつゝに顯はれ出たる時なり、其時のさまを、古天地木ノ剖、陰陽未分、混沌如鷄子、溟涬而含、牙、清陽者薄靡而爲天、重濁者淹滯而爲地、故天先成、而地後定、然神聖在其中焉、故曰開闢之初、洲壤浮漂、暨猶游魚之浮水上也と云り、この文の洲壤浮漂より下は、次の大地のなれる所に云り、この外に天地混成之時と云る傳あり、神の御典のなかに、天の成れることを傳へたるは、清陽者薄靡而爲天といひ、天先成と云る外は、みえたることなし、大地に傳へたる傳言故に、天上の事には及ばざりしのみにわらず、天はいと廣く大きくて大地もその内の一あれば其委しき傳あきぞうべありける、天つ日の國のとの見えたるは、天照大御神の御座所なるが故なり、神聖在其中とある神聖は、則宇麻志阿斯詞備比古遲神以下神代七代の神たちあり

○大地のあれるさまを、洲壤浮漂、暨猶游魚之浮水上也、(紀正書)、國准地稚之時、暨猶浮苔而漂、

蕪、(同第二一書)、暨猶海上浮雲無所根係、(同第五一書)、國稚如浮脂而、久下那洲多陀用幣琉之

時、(記)と傳へたり、いと稚々しくて暨ぶるにも苦しく容易からぬことを推して知るべし、人身のなれる初めのさまにぞありけらし、混沌如鷄子、溟涬而含、牙と云ふは、天地混成のさまにて、こゝにいへるは、大地のみのさまなり、大地も天中の一つあれは、所謂先成後定こそあらめ、別にあるへくもあらねそ、天地を父母の如くといひ、天を陽、地を陰といふ説になづみて、天地みな兄弟にて、其父母あることを、明にせざる混ひを、諭さんとして、かく云別つるなり、天日大坤と云るやうに、既に形づくりわかれなりて後こそあらめ、未だく形を造らざる以前は、所謂混がれたるなり、兄弟姉妹と生れ出でたる後を以て、父母の徳に及はし混ふべきにあらず、凡て大地のなれるさまは、こゝの傳へ言と、宇比地遜神より、阿夜詞志古泥神までの御名義を説き辨へなば、いと明ならんかし

○一物といひ、葦牙の如しと云ふは、宇麻志阿斯詞備比古遜神以下、伊邪邦美神の成ませる原質なり、まごその一物のなれる所を辨ふべし、記には國稚たなづくたゝよへりし中よりと云ひ、紀には天地之中、國中虛中、空中なぞ、云り、今せ考ふるに、國地ここに國地と云ふはた、この大地のみを云にわらず、國狹槌尊の考下へ合すべし)となるべき物の、いと稚々しかりし中より、高く拔出たる物と見えたり、故に天地之中とも、空中とも云ふなり、この神たちは、大地のみならず、天地の中に廣く御功ませり、そは宇麻志阿斯詞備比古遜神、天常立神、國常立神、國狹槌尊、靈雲野神たちは、造化神につきて、御功いと高かりし故に、神典に別天神といひ、或は獨神といひて、餘の神たちとわから、又はまたの御名等もあり、その御名も宇比地遜神たちは、いとことに坐り、その差別あるとを思ふべしなほその神々の所に云ふを合せ見るべし、さてその一物のさまをば、記には葦牙の如く崩騰する物といひ、紀に狀如葦牙、狀貌難言、狀如葦牙之抽出、といへり、思ふにこの物によりて、成ませる神の御名に、葦牙と負坐る故に、葦牙の如しと傳へつるものとみえたり、故に狀に貌難言と云傳もあるなり、但し崩騰の状正しく、葦牙のものるさまなると云り、葦牙植物の中にも、早くより生し立給ることは云も更なれど、葦牙は神の御名を負持きぬることをおきて、既に葦ありてこれを神の御名に負ませることとく、思ふべからず、この崩騰たる

ものは何なれけん、傳はらねば言も名づくべからぬものにて、產靈神の神を結ひ給へる爲に、神靈となる原質を與はし給へるなり、之によりてまづ宇麻志阿斯訶備比古遲神以下の神たち、次々ありませり、

○宇麻志阿斯訶備比古遲神は、葦牙の如くもえあがりし物によりて成ませり、宇麻志はよきを美したる稱あり、阿斯は開闢主の義にて、神典に始有三神人とみえたる如く、國開の初になりまして、其國をなし主り給ふ意あり、訶備ば舍^{すて}牙とある牙にて、神靈の義あり、これを一物の崩のぼるさまをたどへたる、葦牙に混べたるは甚く紛らはし、かの蛭といふ虫をまづありとして、蛭子のことと説く類にて、甚じき混ひを起す故に云添るなり、心すべし、但葦牙は植物の中にて、最先に成初め、國土を肇^あぎなもの故に、この神の御名をおひ持ることは、も更なり、比古遲は紀に彦勇ともありて、男神の稱あり、この神は產靈神の萬物を結び給へる、最初になしませる神にて、產靈の御德を賛^{さん}け給ひ、天地の中に國開きの大き功を、建給る神にませり、

○天常立神國常立神、天國と云は後々のは多くは、男女の神の稱なるが、こゝはさることの傳へあし、常立の御功に男の外を保ち、女の内を修る如く持分たるとくなれば、かく稱へたるものならん、常は底と同じく至れる限をいふ、所謂天綱地緯を、鎮め給へる神なり、

○國狹槌尊は、國割立の義にて、國稚く漂^よる時に割立て、數箇の國をなし給る神なりと云説あり、さる御功にやますらん、こゝに數箇の國といふは、天日および月星等とも廣く云なり、其本據^{ゆかり}は何をもといふ傳あけれど、思ふにこの大地、若くは天日うの根本ならん、

○豊雲野神、又の御名は、豊國主尊、豊組野尊、豊香節野尊、浮經野尊、豊貢尊、豊國野尊、豊齋野尊、葉木國野尊、國見野尊と申す、この神ばかり御名多くませるはなし、御功の廣く高くませる故なり、豊は勤むといふ用を略きたるにて、所謂天地の公私運をあさしめ給ふを、云ふこと、きこえたり、この神はこの運をなさしめて、國地を成立せしめ、國地となさしめ給ふ、御功の神にませり、こゝに下の神々は、この大地國土の上に御功ませるなれば、これによりて其跡を明にし、この神たちの御名におひませる故を、明らむべし、

○角杙神、活杙神、角杙は殖物をなし給へる神にまし、活杙は動物をなし給へる神にませり、殖物動物同時にあらはる、則伊邪那岐伊邪那美命の御時なり、(葦また鶴鶴等みゆ、)但し殖物まづ開き動物こゝに成立つさまなるは、おのづから女男の御功に、背たるしるしあらん、

○意富斗能地神、意富斗能辨神は、宇比地遯、須比智遯神に、やがて修理固成の天職を行ふべく、作り建たまへる御功のよしあり、

○游母^レ琉神、阿夜訶志古泥神は、角杙、活杙神につぎて、植物、動物ありて、國土やかで國地をなせる御功のよしなり、こゝに國地といふは、神人のすみて、天職を行ふ場所をいふなり、右に云る國土とは少か異あり其差を明にすべし、右の宇比地遯、須比智遯神の御功は、意富斗能地、意富斗能辨神にひらき、角杙、活杙神の御功は、游母院琉、阿夜訶志古泥神にひらき、俱に伊邪那岐、伊邪那美神に至りて、成闘^{きそ}たるものにて、かの冬ごもりたるが春にひらき、夏に至りて成立つさまなり、

○伊邪那岐、伊邪那美神は、はじめ隱身の神にませるが、現身をよそひまして、相誘ひて御心を一にし、御力を合して修理固成の道を、興し給へるよしの御名なり、次に委し、こゝに幽界と隱身のこと、顯界と現身のことと辨へて、本條の旨を明亮あらしめんとす、

○幽界といひ、隱身と云ふことは、記に所謂無名無爲の古より、今に至りて、幾回にか分れつらん。詳にすべからずと雖も、今其大凡を辨ふべし。

天之御中主神は、產巢日神と神體異にして、大元の神にましませば、假に統くる時は、第一の幽界の隱身にますとも云べきことは、亟に教會要旨惟神旨の解に、辨へたるが如し、次に高御產巢日神、神產巢日神は、造化の神にて、他の神に異なることは、神典に明かあれば、第一の幽界の隱身にますと云ふも趣論にあらず、あは二柱の神と同じ列なる產靈神もこれかれますべし、今は委しく云はず、記に傳へたる所にては、宇麻志阿斯訶備比古淵神より、豐雲野神までを、隱身にますとあれど、大和本紀には、國常立尊、國狹槌尊、豐斟渟尊、此三神獨化身藏矣、泥土袞尊、大戸道尊、而足尊、伊奘諾尊此四神共化身藏矣と見えたるによれば、記の傳にも古くは隱身とありしが、後に漏れたるなるべし何はともあれ紀^ノともに、國常立神より伊邪那美神まであはせて、神代七代とあれど、同列の神にて產靈神につきて、みあ隱身にませること明なり、伊邪那岐、伊邪那美神、現身を装ひ給ひて、修理固成の任を盡し給ひ、これより傳へて、頭に現身を以て盡し、又靈魂の幽世に入ることのはじまりつるあり、されど皇孫尊天降りませるより後のごとく生死の分の明かにはあらざりしまあり、次に云る旨をも合せ考ふべし。

天照大御神には、月夜見命をはじめ、八百萬神ひとしく、奉事したまひて、御同界の御有狀あるあかに、皇孫遙々杵命よりこのかたの顯世の現身にむかへては、幽界隱身なること、云も更なり、伊邪那岐命の詔を容れて、大占にトヘ給へる天神は、產巢日神と聞え、また天照大御神の、齋^シ祭り給へる神在すこと、神典に見わたるを以ても、幽界は、吾人の顯界に向へたる、一界のみに非ることを、思ひ定むべし、また隱身と云ふことは、現身に向へて、云る者なれば、今の我らの如き、現身と等しく、この現世に頭はに坐ざるまでにて、御身の具足し給ることは、云も更なり自^シ我手侯久岐斯子と、あるにても知るへし、但し天神の詔命を以て、伊邪那岐、伊邪那美命に修理固成^シことを、依し給へるより、後に

御名の出たるには、別に辨ふべきことあり、抑隱身は、吾人より號^{スル}くる時は、之を靈^{ミツ}と云ふへし、尚靈にあらずして、吾人と等しき形體あるをも、隱々と云ふへるものあり、天上のことは暫くおき、此國土にても、大國主神、事代主神の隱身と成給へるをはじめ、日本建命の御さま、又現にもまれくには常の形體を以て論じ難き、赤縣洲の玄道に謂ゆる、尸解の道を得たるもあるべし、殊にタ哲の云る如く、禽獸等は、其形体をして、尋常の理を以て、論し難きものあり、これら隱身の質を、あきらかにせんとして、少かいへるなり、さて幽界の隱身は、無限の力を有し給ひて、顯界の現身有能力と大に異なるものなり、故に顯世の理を以て、論しかたきものおほし、外教にはつねに顯世の理をして、以て幽界のことを解せんとする、其言を行ざるもの多からん、これ眞の傳説を失ひ、中世人の臆測^{カクセツ}を以て作為せるが爲あり、皇國人にして、なほ我惟神の傳を辨へ知らず、かへつてかの人造數に心醉するものあり、惑へることの甚しきもの、と云べし、この幽界隱身のことを、明にせんには、顯界現身の説を詳にせざれば、未だ盡ざざる者あり、故に次に之を解せんとする、併せ考ふべし

○顯界現身といふは、即ち天之御中主神に對し奉りては、產巢日神以下これなり、產巢日神に對し奉りては、宇麻志阿斯訶備比古淵神以下、神代七代の神たちこれなり、天照大御神天地のことを知しめし、八百万神に君とませるも、猶上の神たちに對し奉りては、顯あること、神典のおもむきにて、明亮なり、天照大御神に對し奉りては、わが天皇の知召どころは、顯界にて、臣子たる天下人民、みあることは、云までもあけれど、神たちといへども、なほ其奥深き幽界にます、神の無能力なるに向へては、畏けれど有限力にませること、神典にそのさま見えたり、故に神世の神たち、わが現身に對しては、現身たること、論を待すさればわが顯世人の、其力の限りあるに向へては、神たちの無能力にませることは、云までもあけれど、神たちといへども、なほ其奥深き幽界にます、神の無能力なるに向へては、畏けれど有限力にませること、神典にそのさま見えたり、故に神世の神たち、わが現身に對しては、如^シ天津水影^{アツシマツキ}押伏而^{ハシケテ}我所^シ見國^{ミツクニ}、何謂^シ無^シ國^{クニ}、云々と宣へども、猶同界にして、同列の神に對しては、さは坐ざること、畏れど、右の故あることあるべし、又隱身の神も、顯世にまして現神を装ひ給へる時は、其界のさまに隨る、力を有し給へうと、覺ゆること、上に云るが如し、幽顯のことを論ふに、よ

く上件のむねを明かめざれば、其本意と盡すことを能はざるものあるべし、既に幽顯のことと明らかに神人の界を詳にするにあれば、神人の道とするものを、辨へざるべからず、今常同、常別の理を解して、益々幽顯、神人の差をあす旨を明にし、人は人に對して、權利義務を論ずとも、神に對する權を有せず、又人の上にても、君臣、父子の權利、平等あらざるは、既に天性に具れる所にて、之を人爲とする惑を、解しめんとす、

○常同常別の理と云は、即ち人は天神賦與のまゝにして、常同とて萬人平等ある理と君臣父子、男女の差等ある理とを、有したるを云ふあり、抑天御中主神の所にては、天地、神人、萬物同一體なれば、君臣、父子、神人、男女みあ同一にして、何の差めらん、然れども既に父子とわかれ、祖先乎母乎と分をあせるに至れば、やがて其間を調理する道あり、これ所謂天理にてすあはち人倫の道とあり、未だ分れざる始めを以て、分れたる後を押すときは、調理の道を失ふ、但しこれは神人萬物の上に關る萬世勤かすべからざる大體に付て言ふ所なれば、纔に一時を調理する制度の如き、沿革あるものを云ふにあらず、さて人は靈止の義にして、靈は則ち神なり、其魂則靈なりといへども、はじめて世に生出し形體ある現神あれば、神に對立すべからず、これ靈にして常別の理ある説あり、又君臣、父子、兄弟に至りては、靈といひ、形體といひ、才も徳も、一も異あるものあらざれば、人誤て同等の權を有するものとす、固より君も人あり、臣も人あり、一も異ある所あければ、其體質の常同なることは、辨を待たずして明なり、然れども神典に徵するに、天神產巢日神の詔命を以て、伊邪那岐命、伊邪那美命に漂蕩る國を修理固成せしめ給へり、こゝに於て、伊邪那岐命、天地の君たるべき神をして、天照大御神を生まして、月夜見命をはじめ、御子たちをして、大御神の御功德を賛け、各風火土金水に海川草木に、夜の食國、天下青海原などに、事々物々に、分掌せしめ給ふ、この時思兼神、天忍日命、天兒屋命、太玉命をはじめ、產巢日神の御子孫、千五百座と、多くますといへども、悉く大御神に仕へ奉り給はざるはあし、

又少彦名命をはじめ、みな皇孫命の知看す、天の下に功ませる神たちは、同列なることは、更に論ふ。までもあし、幽世は云までもなく、顯世の狀も、一源分派、君臣にして、父子の親を兼るもの、終古不易なり、是を以て考へ奉るに、產巢日神の詔命にて、伊那岐の御正統を以て、かむながら永世の君とあし給へること明なり、既に君臣の分あり、幽界のことは、天地の諸神たち、天照大御神に、奉事し給へるさまを以ちて知るべし、顯世にては、天照大御神その皇孫命に神器を授つけて、寶祚の神敕を下し、天下に君臨せしめ給ひ、また古語拾遺に是以群神奉敕、陪從天孫、歷世相承、各供其職と見えたる如く、諸神は皇室に奉事して、以て終古かはることなし、是造化神の御心に出たるものにあらずや、後世人或は寶祚の神敕を以て、今世に所謂君主專治の如くとし、又天安河の神議を以て、君民共治などをとするものは、未だ神典の眞理を、得ざるものにて、活物を以て、死物に比ぶる説と云べし後世臣子たるもの、或は皇室に對する道の、闕然たるものにて、みあ外國の陋習に溺れて、天性を失ひたるが故あり、歴史及び萬葉集等によりて、古人即ち吾人の祖先が皇室に盡すこととの、厚きを見るべし、又子の父に於ては、即ち君臣の分の如しだ、天下一般に頂くと、其子孫のみの頂くと、廣狹の差あるのみ、其奉事する一も異あることあかるべし、外國人は父も人なり、子も人なり、何の差あらんとて、尋常の理を以て、之を論せんとす、みあ天性にあらず、いかんとあれば、父母天賦の靈を結ひて、子の体を具へて、與へたるものあり、抑造化神は祖先の形體と共に、永遠に靈を傳へ給ふ、所謂神魂の神のみたま、父母の氣に入り、生れ出る、之を人神といふ、我らが身の内にます神なりと、云ふ神語則ちこれなり、後世人誤て、靈を造化の神の直授の物とすれども、否らず之を他に比するに、かの穀の種を與へ給ひて、年々に人をして之を作り立しめ、幸へて以て年を成さしむるが如し、但靈魂の神魂を殖え、月々に大きくなれる由は、鎮魂の説によりて明らかべし、古歌に父母を見れば尊し、妻子の日々に殖え、月々に大きくなれる由は、鎮魂の説によりて明らかべし、古歌に父母を見れば尊し、妻子のればめぐしうつくし、世の中はかくぞことわり、云々と詠るは、よく天性を全くする理を、知れるものありゆめ外國の邪説に勿惑ひそ、禽獸虫魚等に至ても、固より夫々の差あること、又論もし、君臣

父子男女畜生の差あること幽顯神人の差あるを以てこれを推知すべし。君父に仕へ臣子を忠む、皇國の眞傳の尊きこと、かくの如し、人の大倫を、明にせんとするもの、この道によらずんば、あるべからず、あは男女同體と云る如きも、いまだ盡さうる説なること、伊邪那岐命の段なる、左右の御め、及び女を言先立て不良との御言、又ヲトコラミナと云言義に付ても、辨へ知るべし、この性理を委しくせんには、造化の神の吾人、天職を定めて、之れを修めて、社會を調理へ、樂みて以て業につき、安んじて以て道を行はしめ給ふ、眞跡につきて解得せしむるに如す、故に次に修理固成の事を解きて、天性に常同常別をかねたる旨を明にせんとす

修理固成説

天神既に天地、神人、萬物を塑造び給ひ、其万物を修理固成しひる所の道を開かせ給ふ、こゝに万物と稱するものは、今現世に屬する動殖凡てのものを云ふなり、現世に屬せるものは、現身にあらざれば、直接して之を修理すべからず、伊邪那岐、伊邪那美神は、隱身にませることは、上に云るが如し、故に現身を具へしめて、之に任し給へり、古事記に、天神詔命以、詔伊邪那岐命、伊邪那美命二柱神、修理固成是、多陀用幣流之國、賜天沼矛、而言依賜也、故二柱神、立天浮橋、而指下其沼矛、以畫者云々(紀もおなじ)と見えて、二柱は此時より現身を顯し給へり、そは次の文に、汝が身はいかに成れると、問ひ給ひ、吾が身は、成々て云々と、答へ給へるを以て、いちしるし、この二柱は、天下に有ゆる億兆らが、現身の元始にて、隱身たる神靈を、現身と共に、後世に傳ふるとは、此時より起れるなり、衆庶天然に、修理固成の任あるは、形體と俱に、傳はれるものなり、抑修理固成は、みな顯界につきて、云る所にて、幽なる鎔造の神徳を贊けて、之を成就せしむる謂なり、古傳に多陀用幣流國を、修理固成さしめ給ふとあるは、一を擧て餘を慨知せしむる文詞ならん、或ひは國は人民有て、社會をなすものなれば、直にそをさして、云にもあるべし、かにかくに之を、國土をのみのことと思ふは、いまだ委しからず、いかんとなれば、伊邪那岐命の御事蹟によれば、國士を經營し、神人万物

を生殖し、君主を立て、之を統御せしめ給ひ、万世に繼承へて以て、國家を維持すべき道と、組織し給へり、これその證にて、末に至りて、伊勢諾尊、功既至矣、徳亦大矣、於是登天報命、仍留三宅於日少宮矣、とある報命にて、多陀用幣流國を、修理固成せど、言依し給へる大命に、報へ給ること明なり、多陀用幣流は、未だ具備せざるもの、他日を待て成らんと、するにつき云るなり、古より今の現に至るまで、君臣、上下みな多陀用幣流ものを、修理固成することに、從事せざるはなし、之を號けて誠とは云なり、伊邪那岐命より、つきよの神たち、現身を以て顯世のこととに、預り給へる事蹟、神典に傳はれり、隠身とまして幽中のことに預り給へることは、たゞくには其傳へとあるもあれども、之を顯世にて、ことく詳にすること能はず、今こゝに修理固成の神蹟を明にせん爲に、左に數題を掲げまづ、修理固成を云ことを解して、以て伊邪那岐、伊邪那美命の御神徳を、説き明め奉らんとす

●修理固成の修は、右に云る如く、幽なる鎔造の徳をたすけて、物に作りなすを云あり、萬物これなり、但萬の物の中に、火と食物とは、少か他と異なる所ありと見えたり、其主玉ふ神の御名を、火產靈神、稚產靈神と稱へて、產靈神の御名に、等しきが故なり、心を注くべし、此は下に見えたる、其神の神徳の條に云べし、其余は國土、山海、草木の神たちの神徳、みな既に其品の備りたれば、其主神を生み給ひて、之を生殖繁昌ならしめ玉ふ、人技藝を精くして、物品を製するは、これより起れり○理は偏ることなく、其處を得せしむるなり、其所を得ずして、亂れたるときは、世の安寧をなすことを能はず、彼杼を以て數千の糸筋を調へて、少かも他と混雜せしめざるが如く、神人万物をして、其有るべき本分を盡さしむ、君臣、父子、男女、長幼の道正しく、禮典の明があるは、これに基礎するとなり、○固は、堅固ならしむるなり、人に帶劍あり、國に兵備あるが如し、日常万端の事に紀律を置きて、聊も隙なからしめ、神魂を安定するに、教を以てし、事に當り物に觸れて、迷惑するとなきが如し、○成は、上の三ツの物集めて、大成する謂なり、さて伊邪那岐、伊邪那美命の、御神徳のとは、記紀をはじめ、古傳に見

えたる如く、いと威々大きにませると、今更に云を待たず、こゝに其要を摘要で掲げ奉らん、第一には、夫婦の道をはじめ、其體を制し給ひ、人倫及び式典の基を以し給ひ、第一には、國土、山野、川海、草木、風土、金水、屋敷等をはしめ、萬物を掌る神を生給ひ、第二には、八百萬神の上古となす、天照大御神、また月讀尊、建速須佐之男尊を生まして、天地に照臨せしめ給ふ、第四には、青人草を樹給ひ、第五には、神功を畢へて、天神の御許にかへりことを申して、萬世に幽顯を全うする道を、開き給ふ始終のこと止しあは、大旨かくの如し、海外人が禽獸に等しき社會より、今の開化の世に、至れる所とするは、我古傳を知らずして、一時世の衰運に屬し、大亂の末、人智亡びたる跡を見て、説を立てる故なるべし、我國は皇統を傳へ給へるが故に、大なる變遷なく、神代の傳をまさやかに傳へたるは、かへす／＼も尊きことなり、伊邪那美命の復命のことは、御傳なけれども、伊邪那岐命と俱に、天神の大命をかゝぶり給ひければ、必ずかへりこと奏し給へることあるべきに、はやく黄國にひでましつれど、其傳ことの我國には、聞たるものなり、然らば黄泉津大神とますは、いかにと云に、御分靈のよみの國のことと司り給へるをいふなるべし、伊邪那岐命の、淡路の多賀宮にませるにひとし、（素戔鳴尊の母の國と宣るは、現身の上につきてのことなり）そもそもこの二柱大神はひとりこの大地のみ、修理め給るのみならず、天つ國、また地胎なるよみの國をも、修め給るものなり、可美草牙彦與神、天常立神、國常立神、豐雲野神、宇比地通神、須比智通神、角杙神、活杙神、意富斗能地神、大斗乃辨神、於母陀琉神、阿夜詞志古泥神、伊邪那岐神、伊邪那美神まで、みなかの葦牙の如く、もえあかりし一物によりてあります、天地を修理固成し給へる、御功まじますことは、今更云ふまでもなし、其御名義につきて、うかやひ奉りていちしろし、但し神典はこの國に遺れる傳説なれば、伊邪那岐、伊邪那美命の、現身を具へ給ひて、この地球の現のことと、預れる御業を傳ふるものなり、今こゝに左にかゝけたる數項を辨へて、少か二柱神の御功德を、明にし奉らんとす、

男女のこと、道のこと、高天原のこと、葦原中國のこと、よみの國のこと、

●男女と云ふ言の義は、男は雄々しく外にはり、出る意にて、女と反対せり、女は女々しく、内にめり

いる意にて、男の反対なり、古事記になり／＼て、なり餘る所といひ、日本紀にそのはしめの所をあらは、即男たるしるしの所をいひ、又記になり／＼て、なりあはざる所といひ、紀にめのはじめの所とあるは、女たるしるしの所を云るなり、男は兒を其身の外に生み、女は兒を其身の内に成すを以て、其内を修理め、其外を統轄る、男女の道の起れることを明らかにし、男女相會ひて、はしめて一の事業を成すことなれば、異身同體と云ふへし、故に我が神典には、夫婦二柱神を、一柱に數へたることもあり、故に婦女は身體、事業、言行ともに、男夫と異なる所あるものなり、又伊邪那岐命、伊邪那美命の左右の差別を、嚴にし給ひ、また我はますらをあれば、先に唱へべき理ありと、宣るを深く味ひて、夫は唱へ婦は從ひて歩を調理する、男女の道を明にすべし、海外にて男女同列に立並ふと、云説おこれるは、正しき神傳のなきが故なり、又隠身の神といへども、男女の差あることは、うひちにの神よりつき／＼、妹脊とませるにて著し、されば男女は、其靈に基することあり、またこの神たちは、葦牙の如くもえあがるものによりて、ありませりと傳へたるによりて思へば、產靈神のくすしき御靈の賴にて、產靈なし給るにて、男女の御間になしませるにあらず、かの天太玉神の、天宇受賣命をくしひにあしませる如くあるべし、但しこのくすしき御靈といふも、現身にこそあけれ、女男のみたまの相副りて、あれることは云も更あり、現身のさまを以て爲業の同しと云にあらざるのみあり、神代七代の隠身の神にも、御子生ませりと云傳の日本紀には見えたり、まことに現身の女男の契によりて、御子を生ませるは現身ありて、伊邪那岐伊邪那美命よりぞはしまりける、又高御產巢日神、神產巢日御祖命と白せるは、正しく現身を隠し給る御名と聞えたるに、現身の御子神のましませるは、女男の御契をあしませるあらんかど、思ふもあるべけれど、わらじ、これは別に云ふべし、

●道は天地のはしめより具りて、造化神の道なることは、云までもあけれど、未だ現身のあらざるかきりは、道のあらはれざるなり、伊邪那岐、伊邪那美命現身を隠し給ひて、女男のむすひをなし給へり、夫婦の道こゝにあらはる、御子神あまた生ましけれど、父子、兄弟の道こゝにあらはる、されば道は即

ち論にて、物一つにては未たあらばれず、二つとなりてはじめて、其間を調理する爲に、あらばる、こと、神人、君臣、父子、夫婦、兄弟、朋友みな同じ、抑天神の至誠止むことなく、故に万物を生成して、一も間断あることなし、よりて人みな至誠の意を具ふ、至誠を以て君に接する時は、道こそ、においてあらばる、號けて忠と云ふなり、之を以て父にすれば、即孝となる、其餘おして知るべし、道はかくの如く天性に具りたれば、万世を經と雖も、變するくるなし、但し神人、父子の道は、衆生の始めにあり殊に動くべからず、夫婦、朋友の道は、長生の後に起りて、轉用の小變を免れざるものあり、君臣は社會を調理する要道にして、父子の道の廣く大きなものなり、兄弟は父母の體骨に基るして、朋友親交中の最教きものなり、然れども時に汚隆あるごとく、顯悔なきことを能はず、之を以て道を修めしむる爲に、本教のよつて起る所なり、

●愛と云は、伊邪那岐、伊邪那美命の相に、わなにやしえをとめを、わなにやしえをとこを、又うつくしきわかなにもの命、うつくしきあかなせの命、又うつくしき青人草と宣る、うつくしにて、これは其御心の美はしくませるを、表にうたひ出給るなり、愛しむことの極めて大なるに至りては、已を忘る、に至る、君父國家の爲に、一身を顧みさる類なり、愛しむことのや、薄きものと雖、兄弟親友の爲めには、己の所有物の如きを、すこしもをしむことをなきか如きもの、みな愛を本とするか故なり、抑人は愛博く禽獸これにつぐ、魚虫の如きは概ね相愛することを知らざるが如し、愛の博きものは位高く、愛のせまくして、一己を愛するに過ぎるが如きものは禽獸に幾し、抑人は活物なれば物にふれ事にふれて、偏愛なきことを能はず、故にこれを節するものなくんばあるべからず、義を明にする即これなり、所謂仁義並ひ行はるゝ所以なり、愛は常時の用をなす、義は非常時の用をなす、教と律法との如くなるべし、あは皇國々體の説の下に六旨を以て明らかべし、

●高天原と云は、天地のことと主り給ふ上首たる神のましませる所をいふ、天御中主神、高御產巢日神、神產巢日神を高天原にませるといひ、天照大御神高天原を知し召といふこれなり、(因に云神代紀)

古語拾遺に、天照大御神の御言に、わが高天原に聞召、齊庭の稻穗も、わか御子に任せ奉るべ、とのる、高天原の高を、誤りなりと云る説は、かへりて非なり、天皇の天下知召所を、高御座と云るに同じ、たゞ天と云るはいと廣きを、天原と云へば既にさす所定りて、天と云とはいとせまし、草原、野原、山原など云る原もこれに同し、但しこれは別に委しく云るものあり、天御中主神のます高天原は、幽中の幽にして、今にしてこれを何處とさすことが能はず、天照大御神のます高天原は、日珠の内にあり、故に日神と稱し奉れること、神典に見えたるが如し、神伊邪那岐命の御子神をはじめ、吾人の靈はみな天照大御神のまします、高天原に仕へ、そのはをくに大御神の御治めの物事に、關り掌ることなり、顯世人の天皇の高御座に仕へ奉り、御治めの中において、内外の官、及び百般の事に關るるまに、ことなることなし、

●草原、中國のとは、神代紀記に見えて、わが大御國をよぶ稱なり、又天下を伏し給る詔には、豐草原之千秋長五百秋之水穂國とあり、(紀には豊草原千五百秋之瑞穂國とあり)此は祝詞にも、見えて、彌遠長に瑞穂を平けく、聞召す、祝ひの御詞にして、常の言にはわらず、また日本紀に二所ばかり豊草原中國とみえ、古事記に豊草原水穂國と一所見えたり、これ天照大御神の御詞なり、草原と云ふは地球をすべてたる稱にして、其中國と云ふ義と聞えたり、また天下は城内と云んか如く、草原中國は宮居と云んが如し、神代紀に、大己貴命、與ニ少彦名命、體力一レ心、經營天下、云々、與言曰、夫草原中國本自荒芒、至及磐石草木、威能強暴、然吾已摧伏、莫不和順、逐因言今理ニ此國、唯吾一身而已、其可與吾共理ニ天下者、蓋有之乎、云々、汝何昭平ニ此國ニ乎、と見えたる〇點のある所に、意を注ぐべし、さてこの草原中國は、天地と共にいや遠長に、皇孫曾の瑞穂を聞召す、わが皇大御國を云る名なること、右にあげたるか如し、草原中國を知召は、即ちこの全地球を知召す謂なり、古き詔詞に堺神と大八島國知召天皇と宣ひ、天下知召とも、高御座知召ともいひ、高御座の大御業と云る類、みな同じ意なり、草原中國は、伊耶那岐、伊耶那美命の、國土を經營し給ふはじめに、定めさせ給る御國になんありければ、

天照大御神の高天原ニマシノヘ、八百万神の上ニマシテ、天地の大事を知召、そのみをさめの中に就ては、我天皇は現神とまして、天下の顯露事を万世に知召大宮町は、即ち葦原の中と定りて、地球中の上國とはなし給ふなり、又この國を高天原に向へたるは、記に高天原皆暗、葦原中國悉開、また天原自闇、葦原中國皆闇、また上光ニ高天原下光ニ葦原中國之神、なぞありて、葦原中國と云は、全地球を云るが如し、此は未だ地球の國々成就せず、人草もなかりし古あれば、この御國の名をいひて、自ら全地球のこと、なしつるなり、ことわが御國に傳はれる傳説なればなり。

●よみの國を、古く根國とも、底津根國とも、根之堅洲國ともり、御詞式には下津國、まゝ根國底國ともあり、神代紀に、諸神嘗ニ素盞鳴尊曰、汝所行甚無賴、故不可住於天上、亦不可居於葦原中國、宜急過於底根之國と見えて、天上は即ち日月星辰の界をいひ、葦原中國はこの地球の外面をさし、根國は地中の國をいふ、上つ國とは、地表の國、下國は、地裏の國の義にて、根といひ、底といふもみな地表の根底あるよしあり、堅洲國は片隅國の義にて、これも同義なり、根國のさまは、いかなる、その悉きとは知り難けれど、伊邪那岐大神と、大穴牟遲命の如きをして、その大風を辨ふべし、伊邪那美命のわか汝妖命ハ、上つ國を知召べし、我は下つ國を知らむと宣ひて、よみの國にいでましたり吾與汝生國矣奈何、更求生乎吾則當留此國不可共去と宣ひて、妹君は別れ給ひ、よみの國を治め給へり、これより伊邪那美命をよもつ大神とまをせり、よもつ神に上として其國を知召よしなり、素盞鳴尊の御言に、母國とあるも御母のます國と云義にあらで、御母の知召國と云義と聞えたり、たゞよへる國を修り埋め固め成し給ふ御義は、よみの國までに關れるを以て、離失ひ給るなり、天地泉の三つの差別をたて、人の職業を興し、造物の化育を賛成せしめ、給ふかの神人を愚弄して、私欲を逞うし、不撫士にして、天罰を顧みず、皇祖皇孫に報ゆる大義を殘なふものは、天神の鴻恩を深々辨へるより起る所にして、いみじき罪人たるを免れさるものなり、かゝるきめ、萬物を糊給ふとに及ばんとす。

●伊さなき、いさなみの神の御子神たちの中に、穗之狹別、(淡道)愛比米、(伊豫)飯依比古、(讚岐)大宜都比賣、(栗伊)依別、(土佐)天之忍許呂別、(隱岐)白日別、(筑紫)豐日別、(豐國)建日向日豐久士比泥別、(肥國)建日別、(熊曾)天比登都柱、(伊岐)天之狹手依比賣、(津嶋)天御虛空豐秋津根別、(倭豐秋津嶋)建日方別、(吉備兒嶋)大野手比賣、(小豆島)大多麻流別、(大島)天一根、(女島)天之忍男、(知詞島)天兩屋、(兩兒島)の神を國魂神とす、なほこの外にもあまたましくけん傳へ漏せる神多かりしなり、國魂神といふは、句々迺駆神を木靈、また木祖といひ、草野姫神を草靈、また草祖と云るか如し、またこの神たちの外にも、大年神の御子に大國魂神また大穴牟遲神の荒魂の御名を倭國みな國土を辿りたまへると、大きな御功ませるか故に、かく稱へまつれるなり、大穴牟遲神を國魂神と申せるとあり、附屬ませる國魂神も、あまたましますことなるべし、故に大國魂とは云なり、みな國土を辿りたまへると、御功高かりし故なり、國々に國魂神とて齋へる御社の神も、其造大神と稱へまつれるは、とくに、御功高かりし故なり、國々に國魂神とて齋へる御社の神も、其國につきて功ませる神たちなり神の御名の地名となれるはその國造のこと功ませるがいと多し、○次に大事忍男神、石土昆古神、石巢比賣神、大戸日別神、天之吹男神、大尾昆古神、風木津別之忍男神、七柱ませり、この神たちの御功のことは、傳へもれたれば、今詳に知ること能はず、御名の上につきて考るに、大事忍男神は、言靈の事を司り給ふ神なるべし、石土昆古石巣比賣神ハ、石あるひは土を司り給ふ神あるべし、又は次にませる四柱と等しく、屋所の神にやますらん、大戸日別神は、屋所

を司り給ふ神なり、大宮所の神の如し、天之吹男神は、棟を葺く道を司り給ひ、大屋毘賣神は、屋を建ることを司り給ひ、風木津別之忍男神は、家に用る木を司り給る魂の神か、又は氣を司り給ふ神にや、古へより、齋ひ奉りこし神事もなく、其事は傳へざりしなり、日本紀の傳によれば、この神たちはにかゝげまつれる、海神、水戸神たちよりは、後に生ませるものなるべし、○次ぎに大綿津見神は、海神にまし、速秋津日子神、速秋津比賣神は、水戸神にまし、即ち川の神とも申せり、志那都比古神志那都比賣神は、風神にまし久々能智神は、木神にまし大山津見神は、山神にまし、鹿屋野比賣神は、火神にまし、島之石楠船神は、船神にまし、大宣都比賣神、食稻魂神は、神にまし、火產靈神は、波邇化須毘賣神は、土神にましますこと、神典に明かあり、この條にかゝげまつれる神たちは、古波邇化須毘賣神は、土神にましますこと、神典に明かあり、この條にかゝげまつれる神たちは、みあ造物の功ある神たちなり、故に海神は海御祖、又は海の御魂とも申すへく、山神は山の御祖、山の御靈とも申すべし、起業の神徳のみならず、今の現にも、幽にその神徳をふり給へることなり、されば水神の前に水なからしを、水神生まして、初めて水を成し給ふと云にはあらず、風も水も木も草も國も、みなそのなるべきものは、既に具はりしが、未だ世用にたすに足らず、たゞへば木も草も土も取つをへたれど、未だ屋に造り立ざるか如し、この神たち生まして、その物を司り、其業を開きて其物を成し立給ひ、萬世に其物を司り、世用をたらし給へるなり、其御功を助け給る神たちをはじめ、今のをつゝに至るまで、其事其物につきて、功ある靈は、後々まても、そのことを司り、顯世の業を助くる守神となることなり、さて次にこの條にかゝげたる、神たちの神徳を、詳に解き辨へんとす、依て、國魂神にかゝれることを、第一とし、大事忍男神たちにかゝれることを、第二とし大綿津美神たちにかゝれることを、第三とす。

○今こゝに國魂神のとを解くにつきて、まづ云べきことあり、そは大八島といふは、島の八つにかぎれるにはあらざるべし、日本紀の傳によれば、やゝ後に八つと定めたること明なり、上に見えたる外

にも、多くの國々島々ありけんこと、おして知るべし、故鎮火祭の祝詞には、神伊佐奈伎、伊佐奈美乃命、妹背二柱嫁織給氏、國乃八十國、島能八十島乎生給比云々とも、つたはれるそかし、さて國魂神の御功のことは、式に生島能御巫能辭竟奉、皇神等能前爾白久、生國足國御名者白氏、辭竟奉者皇神能坐島能八十島者、谷頓能狹度極、鹽床能留限、秋國者廣久峻國者平久、島能八十島隨事無、皇神等能依左志奉故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登宣と見えたるが如し、素戔鳴尊は高天原を、やられ給ひて後は、神人の今世の官職の如し、下みなその心して見るべし、素戔鳴尊は高天原を、やられ給ひて後は、神人の御氣野命（因にいふ神はその功によりて、御名に負ませることなれば、一神といへども御名數あり、その御末の神たちにも、國作に功まし、神あまたあり、みな國魂神の御功を助け給へるなり、權政は聞し召す、専ら國土經營に御力を盡し給ひ、たゞ國造のことには、妨害する物ある時は、これを討むし給へり、其御子たちも、みあ同じさまにましけり、これを天下の大政を執行はす、わが天皇の御職とまかふべからず、）布波能母遞久奴須奴神、深淵之水夜禮花神、淡美豆奴神、大國主神、大穴牟通神、宇都志國玉神、大國玉神（大國主神荒魂）大國御魂神、また阿通組高日子根神をはじめ、大國主神の御子たち、その御裔たちに、同德の神あまたまし／＼けり、下にいふ趣を合せ考ふへし、また少彦名神の國造に大功まし、國魂神ませる如し、垂仁天皇紀に、倭大國魂神、穗積臣祖大水口宿禰に誨わかれ、大初ノ時に、天照大神は悉に天原を治看し、皇御孫命は専ら葦原中國の八十魂神を治せ、我は親ら大地官を治むと言訖給ひぬ、云々と見えたり、國常立神は幽にまし、大國魂神は顯にますが如し、敦く齋ひまつりて、御頼を蒙らすはあるへからず、

○大事忍男神は、言靈に幸はふ神にまさば、よみの段にて生ませる速玉之男神、泉津事解之男神と、同德の神なるへし、盟の御言に族離れむ、又族に負じとあれば、速玉は言靈のことなること明なり、又言代主神の同德なることは、其御言にも見えたる如くなれば、今新に云ふまでもなし、又天兒屋命

の御系は、言達の幸ひますことなり、古歌に敷島の倭の國は、言靈の助くる國、また言靈のささはふくにと、語りつき言つがひけり、なぞ、よめる如く、皇國は万國の内にすぐれて、音韻言語の正しくある國なり、本居氏の漢字三音考、詞の玉の緒、詞のやちまたにつきて明らかにせし、石土毘古、石巣比賣は、土を掌り給ふ神にまさは、波邇代須毘古、波邇代須毘賣神と同徳にましますなり、土のことは下に云べし、大戸日別神、所の神にまさは、坐摩の巫の齋ひ奉る神たちと、同徳の神にませり式に座摩の御巫の稱辭竟奉皇神等能前爾白久、生井、築井、漁長井、阿須波、婆比支登、御名者、氏辭竟奉者、皇神能敷坐下都磐根爾、宮柱太知立、高天原爾千木高知氏、皇御孫命乃瑞能御舍乎仕奉氏天御陰日御蔭登隱坐氏、四方國平安國登、平久知食須我故、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、稱辭竟奉久登官どみゆ、天吹男神、大屋毘古神、風木津別之忍男神たち、尾の神にまさば、屋船神、また御門神たちと同徳して、下なる久々能智神の下に出たる旨を、合せ考ふべし、大屋毘古神は、素戔鳴尊の御子に同名の神あり、

大綿津見神は、海神の中に主顔とませり、橋の小門の身輿の時に成坐る、底津綿津見神、中津綿津見神、上津綿津見神ませり、猶外にも綿津見神はまし／＼けん、大綿津見神は、水を掌り給ふ神にましけり、其は記に綿津見大神誦曰、云々、其兄作三高田者、汝命、營三下田者、汝命營三高田、爲然者、吾掌水故、三年之間、必其兄貧窮云々どみゆ、この神を紀の海宮段第一の一書に、豊玉彦命と申し、紀記ともに、うちまかせて、海神と稱し、海を修めて海中にましませり、古より幽々に、その御社の多きを以て、其神徳の大なるを知るべし、又記、姓氏錄に、綿津見神の御末の氏みえたり、海神の神徳と、水戸神、水神、住吉の神の神徳の差別を、詳に辨ふることを要すれば、其段々に説たる旨を、考へ台すへし、

○速秋津日子、速秋津比賣神は、水戸を修めて、之を掌り給へり、水戸とは水の往来する所をいふ、

大祓詞に如此持出往波、荒鹽之鹽乃八百道乃八鹽道之、鹽乃八百會爾座須、速聞都比咩止云神、持可

可否底牟、とあるを以て、男神は水戸の河によれる方、女神は水戸の海によれる方を、掌り給へること知られたり、又此神を、川神と申す、男女神河海によりて、特別て生る神、沫那藝の神次沫那美神、次頬那藝神、次頬那美神、次天之水分神、次國之水分神、次天之久比奢母智神、次國之久奢母智神、八柱ませり、みな二柱の神徳をもち分給る神なり、中に水分神の如きは、古より品き御社にも齋ひ奉り給る神なり、式に水分坐、皇神等能前爾白久、吉野、宇陀、都祁葛木春御名者白氏、辭竟奉者、皇神等能寄志奉牟、奥津御年乎、八束穂能伊加志穗爾、寄志奉者、皇神等初穗波、顯爾毛汗爾母、懶閉高知、懶腹滿雙氏、稱辭竟奉氏、遠乎波、皇御孫命能、朝御食、夕御食能、加牟加比爾、長御食能、遠御食登、赤丹穗爾、聞食能、皇御孫命能字豆能常帛乎、稱辭竟奉久乎云々どわり、

○級長津彦神は、風神にませり、女神を級長戸湯神といふ、うの生ませるは、紀に伊奘諾命曰我所生之國、唯有朝霧而薰満之哉、乃吹撮之氣、化爲神、號三級長津彦命、次級長戸邊命、是風神也どあり、以て神徳を明にすべし、天御柱、國御柱神、立田彦、立田姫神を、この神の又の御名と云說あり、或はさもあるべし、式に龍田爾稱辭竟奉、皇神乃前爾白久、志貴島爾大八島國知召志、皇御孫命不成一年二年爾不在、歲眞尼久傷故爾、百能物知人等乃、ト事爾出牟御心者、此神止白止負賜支、此乎物知人等乃、ト事乎以氏ト止母、出留神乃御心母無止白止聞看氏、皇御孫命詔久、神等乎波天社國社止、忘事無久遺事無久、稱辭竟奉止思志行波須乎、誰神曾天下乃公民乃作作物乎、草乃片葉爾至萬氏、爾相都都、不成傷波、我御名者、天乃御柱乃命國乃御柱乃命止、御名者悟奉氏云々この文によれば、崇神天皇乃御代に、はじめて齋ひまつり玉へるごとなれど否らず、上代には嚴に齋ひ給へるが、中絶したるなり、これは別に委々論說あり、この神の神徳は、歷世祭祀の重きを以て辨まふべし、

を、よく辨知すべし。

○大山祇神は、山を修めて之を守り玉へり、此神は山祇神の中の主領にませり、正鹿山津見神、游勝山津見神、奥山津見神、閑山津見神、志藝山津見神、羽山津見神、原山津見神、戸山津見神の神々はみな此神の功業を、助けたまへる神たちなり、大山祇神の社は、古より國々にありて、重く齋ひまつり玉へり、式に山口爾坐、皇神等能前爾白久、飛鳥、石村忍坂、長谷、畠火、耳無登、御名者白氏、遠山近山爾生立留、大木小木平本未打切氏、持參來氏、皇御孫命能瑞能御舍仕奉氏、天御陰日御蔭登縣坐氏、四方國平安國登、平久知食須我故、皇御孫命乃宇の弊帛乎、禪辭竟奉久登宣、又此神を大水上御祖命と稱し奉り、式に倭國能六御縣の、山口爾坐阜神等前爾母、皇御孫命能宇豆乃幣帛乎、明妙照妙和妙荒妙、五色物、楯戈至萬氏奉、如此奉者、皇神等の敷坐須、山々の自口、狹久弗多利爾下賜水平、甘水登受而天下の公民の取作禮留、奥津御、諸乎惡風荒水爾不相賜、汝命の成幸閉賜者、初穗者汁爾母穎爾母、膳の閉高知、膳脇滿雙氏、如横山打積貢氏奉車登、王等臣等百官人等、倭國の六御縣能刀彌、男女爾至萬氏、今年某月某日諸參出來氏、皇神前爾字事物類根築拓氏、朝日豐逆登爾、稱辭竟奉久乎、神主祝部等聞食止宜、とありて、田に引く水を、幸へ玉ノ神徳にましけり、此神又野推神と、山野に特別て生ませる神あり、次に出せりまた木神と此神と二柱まして、樹木と山林を司り玉へるを、鹿尾野比賣神は、一柱にて草と野を兼持玉へり、心を付べし、神武天皇紀に、舊名爲殿山雷、草名爲嚴野雷椎とあり、

○鹿野屋比賣神は、草を修めて之を掌り、兼て野の事を掌り給り、故に野椎神とも申せり、神武天皇紀に、草名爲嚴野椎と見ゆ、また大山津見神と、山野に因て特別て生坐る神、八柱ませり、天之狹土神、國之狹土神、天之狹霧神、國之狹霧神、天之間戸神、國之間戸神、大戸惑子神、大戸惑女神、みな二柱神の神功を賛け給る神たちなり、

○鳥之石楠船神は、船の靈の神にて、また船祖神とも申すべし、又の御名を天鳥船とも申せり、これ

よりさき、葦船のことわり、後に須佐之男尊の浮寶のことあり、其は其神の所に云べし、住吉神は船を守給る神なり、住吉神とは、底筒之男、中筒之男、上筒之男命の三柱を申せり、鳥之石楠船神と、住吉神との神徳の差は、句々廻智神と、大山祇神との如し、心をつくべし、

○稚產靈神は、食物を産出て、幸ひ給ひ、又大空津比賣神、食稻魂神、保食神と俱に食神に坐々けり、大宜津比賣神と申すは、食神の中に主領と坐すよしなり、これによりて考へ奉るに、式の祝詞に、大御膳都神とみえ、文德天皇實錄に、河内國に、大御食津彦、大御膳姫神ませり、かつこの神等は、衣服の基を與して之をさめ、之を掌り給へり、稚產靈と申し奉るは、火產靈神の外に例もなく、其神徳の小縁ならぬことを深く思ふべし、稚產靈神の御子、豐宇氣毘賣神は、即ち伊勢の外宮に鎮坐大神なり、この神の御神徳のことは、次に申すべし、かつ衣食等にかゝれることは、下に問答としてかゝり、又大年神たちの穀に預り給る事も下に云べし、

○火產靈神は、火を産て幸ひ給ふ神に坐けり、又の御名も多く坐て、御功高き神に坐けり、稚產靈神と等く、產靈の御名をおひ坐るは、其御功の上に畏けれど、なみならぬ事や坐けん、かれ思ふにこの神たちより前に、火と穀のみは、未だ世に其形をあらはしたことなく、其用も未だ行れざりけん、既に海ありて後に生まして、これを修めて掌り給ひ、既に木草ありて後に生坐て、之を修めて掌り給ふとは、甚くかはれるはいともくかしこく、むすびの神と申すべくなん、いざなきの命、妹神の火を生給るを奇どおもほし、月讀尊、須佐之男神の、食物をみそなはして、それとも知召ざりしも、さる故にこうわらめ、御功の大なることは、火を見るよりも明なれば、くだくしくは、白し出すなん、紀の傳によれば、稚產靈神は、この神と埴山姫神の御間にあり坐る、神にましけり、

○金山比古、金山比賣神は、金を修めて、之れを掌り給へり、金靈神、金祖神とも申すべし、

○瀬都波能賣神は、水を修めて、之れを掌り給ふ、神武紀に、水名爲嚴罔象女とあり、水靈神、水祖神とも申すべし、

○波邇夜須毘古、波邇夜須比賣神は、土を極めて之を掌り給へり、土とは全體の大地を云に生ず、人用に供するものに付て云へり、これ則埴あり、土靈神、土祖神とも申すべし、金神以下、其神徳明なれば、悉くは述す、下に見えたる金工の、神たちの所を参考すべし、

○天之尾羽張、亦名伊都之尾羽張神は、劍神にまし、御すゑ建御雷之男神にいたりて、天下に又比類なき功を立給へり、神代および、神武天皇の御代の故事に見たり、伊都之尾羽張神は、劍を修めて、之を掌り給ふ神にませば、劍の靈また劍神と申し奉るべし、また天目一箭神は、金工の神にまして、雜刀(のこぎり)を造り給へり、

○豐宇氣毘賣神は、稚產靈神の御子にまして、天照大御神の御饌神にましけり、其は外宮延曆饌式帳に、天照坐皇大神云々、大長谷天皇御夢爾誨覺賜久、吾高天原爾坐氏、見志真岐賜志處爾、志都真利坐奴、然吾一所耳坐波甚苦、加以大御饌毛安不聞食坐故爾、丹波國比沼乃真奈井爾坐、我御饌都神等由氣大神乎、我許欲止誨(ナシナス)奉々、爾時天(アマニ)聲悟(ナシナス)氏、即從丹波國令行幸氏、唐會乃山田原乃下石根爾、宮柱太知立、高天原爾比疑高知氏、宮定齊仕奉始支、是以御饌殿造奉豆、天照坐皇大神乃、朝乃大御饌、夕乃大御饌乎、日別供奉と見えたり、又皇御孫尊の御饌神に坐しけり、そは式に、廣瀬能川合爾稱辭竟奉流、皇神能御名乎白久、御饌母須留、若宇加能貞登、御名者白氏、此皇神御前爾辭竟奉久、皇御孫命能、宇豆能幣帛乎、令持持氏、王臣等乎爲使氏、稱辭竟奉と見ゆ、此神皇御孫尊の御饌神とますを以て、大物忌神と申し奉る則ち朝廷に仕奉る物忌の主領とますよしより、また式に屋船豐宇氣姫命とみゆ、稚產靈神の御功をつきて、衣食住の神にまし、之を修め、之を掌り給ふ、大神にましくけり、あなたふと丘に向答とかゝげて神德と明にせんとす

○問 衣食住の道は何の御代より起りたるや

○答 神代にありて伊邪那岐伊邪那美命より起れり

○問 穀はいかることにてこの世に出たることなりやまた幾種類あるものなりやわか尊古傳の旨を悉く承りたし

○答 穀の初は神代に有て伊邪那岐伊邪那美命の御時にてその種類三種にて一は稚產靈神の御身になり「稚產靈神は伊勢の外宮に鎮ります豊受大神の御父なり」一は保食神一は大宣津比賣神の御身に出たる神授のものなりそは日本紀に稚產靈命此神頭上生(タカヒコノシテ)五穀(ミツコ)とありまた保食神乃廻首嚮(カハズ)國則自(シテ)口出(ハラフ)飯又嚮(カハズ)海即(シテ)鰐廣鰐挾亦自(シテ)口出(ハラフ)山則毛鹿毛柔亦自(シテ)口出(ハラフ)とあり又古事記次の條其神の頂化(タカヒコノシテ)爲牛馬顙(カヒコ)上生(カヒコ)粟眉上生(カヒコ)繭眼中生(カヒコ)稗腹中生(カヒコ)麥豆(カヒコ)とあり又高天原に大宣津比賣神於身生物者於頭上生於二目生(カヒコ)稻種於二耳生(カヒコ)粟於鼻生(カヒコ)小豆於陰生(カヒコ)麥於尻生(カヒコ)大豆と見えたり又飢時生兒號倉稻魂命とありてこの神は穀の靈の神にましけり又稚產靈神と大宣津比賣神は御同神にて一種をかく二事に傳へたりと云へ然らば二種とすへりあり但その三種は今の何をに當ると云ことは悉き傳闕たり

○問 三種の穀は稚產靈神大宣津比賣神保食神たちの神徳になれりと云は直にその神たち御自ら田に殖生し給るにや

○答 否らず大宣津比賣神の御身にあれることは神產靈御祖命のとり持て種とし殖生し給るよし古事記に見ゆ保食神の御身になれるものは天熊大人取持て天照大御神に獻り大御神そと御覽じて此は顯じき青人草「人民をいふ」の食て活へるものなりと宣ひ高天原にて天邑君を定め天狹田長田に殖しめ給ひしかば其秋垂穗八束と稱るばかりによく熟したること日本紀にみゆ稚產靈神の御身にあれ穀は何の神の初めて殖給ひしか傳闕たり神產靈御祖命の殖給ひしは高天原かこの葦原の中國かこれも詳なる傳闕たり

○問 今我國に傳はれる稻種は何種ありや

○答 わか神典に見えたぬ所はまつ二種あり一種は素蓋鳴尊の大すさ田小すさ田に殖給ひ御子大歲神御孫御歲神御會孫若年神たち次々に此道に勤しみ給ひ又大地主神の御田作のことを神代に見え新年祭

御正神の祭式もこの時に原由せり「これわが國にて上古出作のこと見えたるはしめなり」「新年祭のことは別に悉しくその條に見えたり」また一種は皇孫尊高天原より天降りませる時天照大御神の詔に我が聞表す齊庭の稻穂も皇孫尊に御せ奉るべじと命し給ひて之を授け日向國に天降り給ひやがて其年に同國にて作りて神に奉り御自らも聞食すこれより神嘗祭と嘗祭新嘗祭は繰れるなり「この三祭乃ども其條々に悉しければこゝに略す」稻種にこの二種あること遠く神代にみゆる所なり

○掛巻もかしこき天照大御神は、御親伊邪那岐、伊邪那美命ともに誠りて、天地の君とますべき神を生ざらめやと詔ひて、生ませる神のあかに、先生ませる大御神にあんまし／＼ける、伊邪那岐命の珍御子は、天照大御神、月夜見神、須佐之男神にませり、御祖大神いたくよろこばして、われは御子生々て、生のはてに、三柱の珍の御子得たりと詔ひ、ことに天照大御神には、また我御子多あれども、かくばかり、しひの御子はあらず久しくこの間に留むべからずと詔て、その御頸玉を賜ひて、高天原を知せと事依して、天上のこと授けまつりき、上に云るごとく、天と云へばこの大地も、その中にあることあれば、宇宙間にある日月をはじめ、大地星のやせりに至るまで、大空の中は天のかべたつ極、天雲の向伏す限り、天照大御神の知召御事あるは、「今更事新しく申述奉るまでもあし、故に日本紀の第一書には、使シカツ天ミツラ臨ミタマ天地」と、御宇宙之珍子ともあるぞかし、然るを近頃私説を構ふる爲に、言をなすものあり、曰く天照大御神は天日の主宰なりと、神典に何の據ありて、かゝることを云出けん、日神と云は日界に座るよしにて、日界のみの君と云ふ義にあらず、もし大御神をして、日界をのみ主宰し給ふ御徳にして、葦原中國も、よみの國も、夜の食國も、その主宰し給ふ所にあらずとせば、神典の旨に背きて、いたく事實の上にたがへることのおほきは、上にも下にも云るが如し、ことにわが皇大御國の國體の上にも、關はること少あからずぞかし、故に月夜見命の天上のことをしらし、また月を知召も、須佐之男命のよみの國を知召も、皇御孫命の天下を知召も、大御神の神功の分掌になん、ましくける、今大御神の御功德を、とさ奉らんとして、あまりに大きく廣くして、記

し奉ること能はず、かにかくに天地のあかに、又なく尊き大御神にまし／＼て、神の御代より、今のをつゝに至るまで、幽世カワリにます神たち、現世カワリの人人、そのしな／＼こそあれ、高きも卑きも、老幼男女神と、人との差別なく、大御神に仕へ奉る道にれきては、幽世もうつし世も、異なることはなかりけり、神典によりて、その御功德の廣大なることを明にし、神隨の御教のまに／＼、其大御賴を辱み奉り、其御功德を分掌し給る、天地の神の御賴を仰ぎ奉り、大御神の宇豆の御子とまして、顯世を知召て、現神とますわか天皇命の御おもむけを、畏み奉らんは、大御神に仕へ奉る道なるは、云まくも更に、大御神の大祖にまします、天御中主神、皇產靈神をはしめ、可美葦牙彦舅神より、伊邪那美神に至るまでの、天つ御祖の皇神たちの御徳に、報い奉る道になんわりける、あなたふとあなかしこ、神典の傳の趣に背けり、月神と云るは、月球を知召す御名あることは、云までもあれど、御功は月球を主り給るのみにはあらず、天照大御神の御前のこととを、取持給ひて、甚しき御功德の神にませること、日本紀正書第一の一書に見えたること、右に云るが如し、又第二の一書にも、月夜見神者、可ト以配シテ日神ニ而、知シ天上之事ニ也と見えたるぞかし、又第十二の一書に、天照大神、在シテ於アリ天上ニ詔曰、聞ヒ葦原中國有保食神、爾月夜見神宜シ就候スル之、月夜見神、受シ勅ムツコト而、降シ到保食神許ムツコトと見えたるを以て、大御神の御前に侍て、重き御使に立給るさまを知り、大御神の天地を照臨し給ふ御功を、贊け給ることを弁ぶべし、此大神は、實に分掌の神の首座カミシマと申し奉るべきことなり、後の世のさまに比べ云ん、言舉シテはがしこけれど、稻飯命、三毛入野命、日子八井日命、大彦命、倭建命たちの、當今の大御神の御手を助け給るさまを以て、この大神の御上をうかゞ奉るべし、悉しきことは、こゝに盡すへきことにあらず、○素戔鳴神は、月夜見神の次に、生まして、御祖大神天下のことと、滄海のこととを依

し給へり、然るに故ありて、御依の國は知らずて、夜見國にてましけり、この大神わが葦原中國にては、甚しき御功まし〜、ことに皇帝の御上にやどなき御由縁あり、月夜見命にならひて、いと尊き神にまし〜けり、始め御心あらくまし〜けるが、はらへの功によりて、御心すか〜しなくり給ひて、甚しき御功を樹給へり、ろは顯世にまししほを、御自らたて給るのみあらず、その御子孫たち、あまたまして、修理固成の功を立給へり、故伊邪那岐命の御子たちの、御功をあげたるにならべて、その御子孫の神たちの、御功をあげ奉らんとす、三柱の珍の御子たちの、御功のことにして至りては、前後にわけたる神たちの如く、こと〜に述奉ること能はず、天神の御依の修理固成のことは、全くこの三柱大神の御功によりて、天地の共うごくましく樹ちたることを、深く明らめ奉るべし

伊邪那岐、伊邪那美^{ミタマ}神の御子、多にませる中に、上の件々に、其の神々の御功を説明せり、なほ岐神^{ヒガシマ}、神^{カミ}御神^{ミタマ}、枉^{カミツ}神^{ミタマ}、直日神^{ミタマ}、住吉神^{ミタマ}たちの御功を、こゝに述べし、此の大神の御子は、八百萬^{ミナミリ}とばかり、あまたましませば、こと〜く舉奉つることを得ず、かへすぐ世にありとあるものは、人類をはじめ、萬物みなこの大神の修理固成の御神徳に、漏るゝことなしと知るべし、又祓所の四柱は、御鎮座傳記の外正しく御子といふ傳は聞たれど、必ず違ひあるまじくこそ、但速秋津姫神は、上に見えたると同神あるべし、○岐神、又衡立船戸神と申す、衢神^{カミ}は道友人神、また寒坐像^{ミタマ}美日大神^{ミタマ}とも申す男女二柱^{ミタマ}として、八衢彦八衢姫神と申す、式に高天原御事始氏・皇御孫命止稱辭^{ミタマ}奉、大八衢爾湯津磐村之如久^{ミタマ}寒坐^{ミタマ}、皇神等之前爾申久^{ミタマ}八衢比古^{ミタマ}、八衢比賣^{ミタマ}、久那斗止御名者申氏^{ミタマ}稱辭竟奉久波^{ミタマ}根國底國與利^{ミタマ}、鹿^{ミタマ}穂^{ミタマ}能來物爾^{ミタマ}、相率相口會事無久^{ミタマ}下行者下平守理上^{ミタマ}者上平守理、夜之守日之守爾^{ミタマ}、守奉齋奉禮止^{ミタマ}、進弊帛者^{ミタマ}云々横山之如久^{ミタマ}置所足氏^{ミタマ}、進宇豆能弊帛乎^{ミタマ}、平氣久聞良氏^{ミタマ}、大八衢爾湯津磐村之如久^{ミタマ}寒坐^{ミタマ}、皇御孫命乎^{ミタマ}、堅磐爾常磐爾齊奉、茂御世爾^{ミタマ}、幸閉奉給止申^{ミタマ}、又親王、王等、臣等、百官人等、天下公民爾至万氏爾^{ミタマ}、平氣久齊給部止云々と、見えたるを以て、功德のこと詳あり、古より道饗^{ミタマ}の祭祀は、いと重く祭

られたり、又大國主神のこの岐神を薦め給るとあり、紀に乃薦^{ミタマ}岐神於二神曰、是當^{ミタマ}代^{ミタマ}我而奉^{ミタマ}從也、吾將^{ミタマ}自此避去^{ミタマ}、即躬披^{ミタマ}瑞八坂瓊^{ミタマ}而長隱矣、故經津主神、武豐桃神、以^{ミタマ}妓神^{ミタマ}爲^{ミタマ}鄉導^{ミタマ}、周流削平有^{ミタマ}逆命者^{ミタマ}、即加^{ミタマ}斬戮^{ミタマ}、歸神者仍^{ミタマ}褒美^{ミタマ}と見えたるを以て、これによりても、その功德高きを知るべし、○大枉津日神は、枉津日神の中の主領にまし、八十枉津日神と云は、一柱の御名にあらで、かの八十神^{ミタマ}云類にはわらじか、式の祝詞には、天枉津日神と云がませりこの神たちは、穢^{ミタマ}き事を甚く惡みて、汚穢^{ミタマ}たる事のあれば、荒び給ひて、禍事を成給ふことあれど、汚穢^{ミタマ}より竟れば、御荒ひなきは更にも云ず、いみじき功をさへになし給ふなり、魂^{ミタマ}の上にあつれば、荒魂^{ミタマ}のはたらきの如し、○直日神は、大直日神、神直日神、二柱^{ミタマ}として、大直日と申すことは、上に云る趣に準へて辨ふべし、神直日と云神は、世の枉^{ミタマ}を直し給ふ、御靈にまして、吉事に和^{ミタマ}し還し給ふ神にまして、いよ〜尊くかたじけなき御功にて、魂にあつれば、和魂^{ミタマ}あるが如し、荒魂^{ミタマ}のことを、下鎮魂^{ミタマ}の説に委しく云へけれど、少か申さば、紀に住吉神の御誨に、和御魂者服^{ミタマ}王身^{ミタマ}而守^{ミタマ}壽命^{ミタマ}、荒御魂者爲^{ミタマ}先鋒^{ミタマ}而導^{ミタマ}師船^{ミタマ}と見え、また出雲風土記なる猪磨^{ミタマ}の新言等を以て、思ひ半に過なんかし、○住吉神は、底筒男命、中筒男命、上筒男命、三柱^{ミタマ}として、海上を守り給る神なり、紀の仲哀天皇の御代の故事を以て、これを明らかにし、式に船居を作り給るを、悦み喜しみ給ひて、禮代の幣帛を奉り給ること見えたり、大綿津見神は、海を主領し給ひ、水戸神は、水乃往來する所を知召し、月讀尊は醜會^{ミタマ}を知召し、住吉神は海上を知召せり、故に船には専ら住吉大神を齊奉り、古より高き御社もあまたませり、○祓所^{ミタマ}は、瀬織津比咩神、速開都比咩神、氣吹戸主神、速佐須良比咩神、四柱^{ミタマ}として、式に如此所聞食氏波^{ミタマ}、朝之御霧、夕之御霧乎、朝風夕風の吹掃事之如久^{ミタマ}、大津遊爾居大船乎舳解放、船解放氏^{ミタマ}、大海原爾押放事之如久^{ミタマ}、彼方之繁木本乎、燒鍊^{ミタマ}敏鍊^{ミタマ}以氏^{ミタマ}、打掃事之如久^{ミタマ}、遣罪波不在止、祓給比濟給事乎、高山之末短山之末興里、佐久那太理爾落多支都、速川能瀬坐須、瀬織津比咩止云神、大海原爾持出奈武、如

此持出往波、荒塩之鹽乃八百道乃、八塩道乃鹽乃八百會爾座頭、速開都比咩止云神、持可々香氏牟、如此久可々香氏波、氣吹戸坐須氣吹戸主止云神、根國底之國御氣吹放氏牟、如此久氣吹放氏波、根國底之國爾坐、速佐須良比咩登云神、持佐須良比失豆牟、云々と見えたり、神徳のことこの文にていと明なり、祓のことは祓の説の段に委くければ、之に略せり。

○伊邪那岐大神の御子、の中に道之長氣歎神、時置師神、和豆良比能宇斯能神、飽咲之宇斯能神、奥踰神、奥津那藝佐昆古神、奥津甲斐辨羅神、邊疎神、邊疎神、邊津那藝佐昆古神、邊津甲斐辨羅神、十柱ませり、たゞし記には、衝立船石神、邊作神、二柱を一列とし、紀には下殿神を同列とせり、これには先哲の説もありて、思ふ所あれはこゝに加へず、この十柱の神は、世に社主を成給る神にましけり、伊邪那岐大神の、天下國內を修理固成し給る御功德の中に、この神たちは生ましけり、世に事もなくて叶はぬ理なれば、須佐ノ男命の御荒ひあり、又御祖神の御言に、火神をも心悪き子と宣へり、御功高き神の御心荒び給る時は、いとも／＼詰じき往事の起ることは、神典に見えたるが如し、前段なる大祠津日神は、世の禍事に預れる神たちの、主領にましませば、其御幸を請て、禍事に其幸らざらんことを、祈禱べきことなり、世の普通の人をも、世に禍事なくもがなとのみ思ひ、又他國の教に惑ひたる人々、狡したつとして、此天地をして神の修め給るものなりせば、世にまがことはあるまじき御と云は、いとをこなる愚説になん、抑枉事を以て善事を養ふことは、よみの國ありて、この大地を鎮め立るが如し、古より一の枉事もなく、すこしの愁悲もなかりせば、いかでか人の心を引立てることのあらせしと、豫に心撻てするが故に、こそ、世は日々開け、行ことなりけれ、善人は人をして之に習はしめんと勤めしめ、惡き人をしては人をしてかゝるさかひに入らしめじと自ら戒しむるが故に、かの亂臣賊子は跡をたち、忠臣孝子は世にあらはる、事となれることの、いとも／＼奇びある道に、ありけり、こゝを以て神御祖の國造の時に、こゝにかゝげたる十神は生ましけり、道之長乳歎神は、往來の道筋にして、災をあし給る神にましけん、時置師神は、時により災し給ふ神にましけん、神祇令鎮祭の義解に、在ニ春ノ花飛散スル之時、疫ノ分散シ而行レ癒ナ、爲ニ其鎮遏、必有ニ此祭、とあるを以て知るべし、和豆良比能宇斯能神は、人にも禽獸にも、病を流離はせ給ふ神なりけん、飽咲之宇斯能神は、食事の上につきて、災をなし給る神なりけん、奥疎神、奥津那藝佐昆古神、奥津甲斐辨羅神は、海のおきべにつきて災をなし給ひ、邊疎神、邊津那藝佐昆古神、邊津甲斐辨羅神は、川邊のこなたにつきて災をなし給る神にましけん、こゝを思へば、人常に身を清らにし、はふむしの災を避け、暖さ寒さに冒されず、朝夕の飲食に心を用ひ、道行とさ川海を行ときは、ことに身をかためてからうめにも心をゆるめず、荒魂のすさびとして、自らほこりて、神の御かけをはなれ、みだりに言舉して災を招くことあるべからず、またきより天神國神のみふのを仰き、謹みて修理固成のわさを事竟べくこそ、○須佐之男大神の御子、五十猛神、大尾津比賣命、八島士奴美神、大年神、宇迦之御魂神、都留支の子命國忍別命、磐坂日子命、衝杵等乎留比古命、青幡佐草日古命ませり、八島士奴美神は、御父櫛御氣野命とまして、國造の事に功み給ひし御跡を繼て、かの名^{おな}國引の古事をはじめ、此道に功ましくけり、その御子布波能母、久奴須奴神、その御子深淵之水夜禮花神、この御子游美豆奴神、その御子天之冬衣神まで、世々繼で國造の事に功みませること灼然し、その御子大穴牟遲神に至りて、國造の大事は事成けり、此神八十神とまで、御兄弟はましけるに、獨卓れて國造の御御高く大國主神とならしけり、此神の御名を、葦原色許男神と申せり、これはそのはじめよりの御名にて、大穴牟遲神、大國主神、宇都志國玉神と云は、今の世の宦名のさまあり、また八千戈神と白すは、廣弋を御杖として、國中の邪鬼を撥ひ平け給しによれり、この四の御名によりて、この神の御功をば辨ふべきなり、大穴牟遲は、少名牟遲にむかへたる御名にて、名牟遲は所謂名譽高き意なるべし、大國主はあまたある國主の、上たる義なり、大綿津見、大山津見などにおなし、宇都志國王は、上の件なる國魂神たちにむかへて、顯國魂なるよしなり、御國避の後に、和魂の御名を、大物主神と云は、則

ち國主の任を避りて、物主の上にあらし、よしなり、大物主のことは次にも云り、國魂と云は、上にも云る如く國土を作り給ることに、御功ませるを云あり、荒魂の御名を、倭大國魂神と申せるは、國造のこと助け給る神たちの、上にますよしなり、大國魂のことも次に云べし、この大穴牟遲神の御功を委く述んとすれば、た安く云ふすべくもあらざれば、たゞ、その主要を申すべし、須佐之男命の御依をかしこみて、國內の人民のキ領となり給ひ、(則大國主)、國土經營のことに功み給ひ、(則顯國魂)其嫡后須勢理毗賣命、之を助け給ひ、加ふるに少名毗古那神より來給ひ、更に產靈神の詔によりて、兄弟となりて、國造のことは更にも云す、うつしき青人革、また畜産の爲には、其病を療する道を定め又鳥獸昆虫の災異を攘はんとしては、其禁厭の法を定め給ひけり、大御民今に至るまで、夙其恩賴を蒙りて、みな効驗あり、その大國主、顯國七の御功、既に立けるに、皇孫命の天降り給るによりて、その經營給る國をば、皇孫命に獻り、顯國を避り給ひけり、こゝに高御產巢日神の命もてて、今汝が言すを聞に、甚其理あり、故更に條々にして勅給ふ、其汝が治せる顯靈事は、皇孫命治すべし、汝は幽神事を治すべし、又汝が住べき天日隅宮は今前せむ、其宮造のさまは、柱は高く太く、板は廣く厚く、即ち千尋榜繩を結て、百八十紐にせひ、又供田つくらせむ、又汝が海に往來遊ふそなへには高橋、浮橋、天鳥船も造らせむ、又天の安河にも、打橋造らせむ、又百八十縫の白橋造らせむ、又汝が祭祀を主らむ神は、天穗日命なりと宣ひ、又出雲國にても、八束水臣津野命の國引給し後、天下造らしし大神の宮仕奉むと、諸の皇神等宮處に參集ひて、築き給ひしは、則今の大社のはじめにて此は國避より前か、或は後にや出雲風土記にては、其前にもあらんか、此大宮に、天穗日命の御子、建比良鳥命より、世々出雲國造の仕奉りて、大穴牟遲命、須勢理毗賣命二柱、うあがけり鎮り坐て、その御功高きこと、今世に至るまで之を知ざるものなし、大穴牟遲、少名毗古那神は、外國々を經營給ひけり、其は下少名毗古那神の條に云り、又、國主神の御子凡て百八十一神まし、其中に十五柱を珍子として、天下四方國人ともに、感恩賴を蒙らしめ給ひけり、○大物主神と云は、大國主神の和

魂の御名にして、未だ避りまさらし時、天下にあらゆる青人草を治めて、その青人草を分治る國の長たる神の上たるが、即ち大國主たる御名の義なり、大物主と云ふは、大國主神の國避と俱に、其御子たちをはじめ、國避ませる國神八十万といふばかり坐て、これをみな統給る由なり、中につきて、御子事代主神は、百八十とます御子神の御尾先となりて仕へ奉り給へり、故歸原りし首渠大物主神、及事代主神、すなはち八十万神を天の高市に集へて、帥て天に昇り其誠歎を陳し給ひ、而して皇孫命天降り坐る時に、その御供奉に仕へ奉り給ひき。

日本紀第一の天孫降臨の段、第二の一書に、是時歸順首渠、大物主神、又事代主神、乃合八十萬神於三天高市、帥以昇天、陳其誠歎、時高皇產靈尊、勅ニ大物主神曰下汝以三國神爲妻、吾猶謂汝有疏心、故今以吾女三穗津姫命配汝爲妻、宜領八十萬神、永爲三皇孫、奉護乃使還降之とあるを、大物主神のまつろひて、天に昇り坐し、直に詔ありてやがて天降り坐しめたるものとし、皇孫尊の御天降の時より、前つ方の事の如くのみ心得て、今まで異なる論説は聞えず、然るに古語拾遺によるに、皇孫尊天降の時、くさへの御依しある中の一段に、復勅ニ大物主神、宜領八十萬神、永爲三皇孫奉護焉、とありて、大物主神に、八十萬神、を贈て、永るに、皇孫尊の爲に護り奉れて、御天降の時、諸神に依し給る、一段にあん有ける、これに依て大物主神たちの、天に昇りて、其誠歎を陳するは、皇孫尊に白せるもいなるべし、直に天神に白せる如く思ふは、委しからず、故たゞに還降坐るには非して、皇孫尊の御供奉に仕奉て、率ゐ給る八十萬神とともに、天降り給るなりけり、日御守神とますにもかなひて、理明らけくいと正しと云べし、さきに古傳考の附錄にも云る如く、紀記の二典は古事を、廣く集め記されたるにはあれど、其儀式の方は、其氏の職たる故に、古語拾遺の悉きに及ばざるなり、拾遺は、天石戸段、天孫降臨段、神武天皇即位段等、其順序のよく調ひた

るは、さすがに忌部氏の傳説ある事を知るべし、久保氏の古語拾遺講義に、こゝの文を解きて曰、この大物主神への勅は、此神歸順し給ひて、其御子言代^{ミタケ}神と共に、八十万神を帥るて、天に昇り給ひし時、高皇產靈神の詔へる御言なること、日本紀一書に出たり、と云はれたるは、いかにぞや、古史傳にこれを、日本紀のまゝに心得て、拾遺をば合せ考がへられざるは、口をしき事ながら、いかにともすべき由なきを、久保氏は古語拾遺を解くにも、猶日本紀の一書に出たりとして、皇孫尊御天降の時の、御体の一件なることを、辨へられざるは何事ぞや、今此事をばらむるにつきて少か云べし、こゝにある八十万神は、平田^{ヒラタ}の云れたる如く、國神たちを云なり、然れど高皇產靈神の詔の、八十萬神もまた同じ事を知るべし、國土にて大國主と坐し、時、隨へ給ひし神々を、長くこの神に能しめて、皇孫^{ミコト}を守奉れと表給るなり、祝詞式神賀詞によるに、大物主神のみならず、阿連須伎高彦根命、事代主命、賀化余流美命もみな皇孫尊の近^{ミカミ}守神として、倭の國に鎮り給へり、よりて考るに、この「大物主神」の創給る八十万神は、皇孫尊の御供に仕奉り初て、長く御守として仕奉ることいちしるし、神賀詞に見えたる神々の、近^{ミカミ}御守神と云ふは、かの五伴雄神たちの、近^{ミカミ}御侍に坐にひとし、かれこの由を少か書添つ、且日本條の大物主神のことにつき、かの猿田彦神のことをも思ふべし、

此時高神產巢^{ミツ}神の勅もられて、其御女三穗津姫命を配せて、八十万神を領て、永に皇孫命の御爲に謹奉れと言依して、天降し給ひたり、^ミ皇孫命の近^{ミカミ}守護神として、倭大物主櫛鷦^{シカナカミ}命と御名を稱て、倭の大三輪の神奈備にまして、皇朝廷の御爲に、神託ありしこと抔歷^{ヨウルイ}に見ゆ、倭大國魂神と白すは、大穴牟遲神の^ミ生魂の御名にして、宇都志國玉の國避まして、大地を修さめ給ひ、在^ミ大和國山邊郡大倭避まし、時に白し給はく、照大御神は天原を悉に治め給ひ、皇美麻命は葦原中國の八十魂神を専ら治給ひ、我は大地^{ミコトノカミカミ}宮^{ミカミノカミカミ}を親^{ミカミ}ら治むと言訖給ひき、大倭神社注進狀に、大倭神社、在^ミ大和國山邊郡大倭邑、蓋出雲杵築大社之別宮也、傳聞倭大國魂神者、大日貴神之荒魂、與^ミ和魂^{ミコトノカミ}穀^{ミコトノカミ}力一^{レバ}經^ミ於天下之地、

建得大造之績、在^ミ大倭豐秋津國^{ミツ}守^ミ國^{ミツ}、因以號曰^ミ倭^{ミツ}國魂神、亦曰^ミ大地主神、以^ミ八尺瓈^{ハシ}為^ミ神跡、奉^ミ齋焉、家牒曰、腋上池心宮御宇天皇元年秋七月甲寅朔、遷^ミ都於倭國葛城、丁卯天皇^ミ有^ミ一貴人、對^ミ立殿戶、自稱^ミ大日貴命^ミ曰、我和魂^ミ神代^ミ鎮^ミ諸山、而助^ミ神器之昌建^ミ也、荒魂服^ミ王身^ミ在^ミ大殿內、而為^ミ寶基之術^ミ護^ミ、即得^ミ神教^ミ、而天照大神倭大國魂神並祭^ミ於天皇大殿之内^ミ、^ミあり、師木水垣宮の御代に、今^ミの宮處に齋ひ奉れり、此らを以て大^ミ牟遲神の、神德の大きなることを辨ふべし、大國主の功は大物主^ミとあり、顯國玉の功は倭大國魂^ミとなりて、皇御孫命の知召す顯世にて、直^ミに其^ミ状をうかゞふことを得ね、今もなほ幽世にしては、大物主^ミとまして、國神を主り、大國魂^ミとして、大地の國造^ミのことを、主り給ふことなり、○少彦名神は、產巢日神の御子にして、天よりはなれて、この大地に降り給ひ、大穴牟遲命^ミと、兄弟^ミとあり給ひて、國內に大きな功を立給り、記に御祖神の勅を載せて、與^ミ汝^ミ章原色許^ミ命^ミ為^ミ兄弟^ミ、而作^ミ堅^ミ其國^ミとありこゝに其國^ミあるは、地球上凡てを云へり、わが大倭の國とのみ思ふは違へり、次に云むねを以て之を明むべし、大穴牟遲神國避まして、少彦名神^ミともに、外國々をめぐりて、國造り給ひ、つひにわが皇御孫命の知召べき備^ミとし給ひけり、其は文德天皇實錄によるに、齊衡三年十二月に、常陸國よりの上言に、鹿島郡に海を煮て鹽を製る者有けるに、一日に夜半頃に、海を望めば光耀ありて、天に屬けり、明日に礎前を見れば、兩の怪石ありて、水次に見在せるが、其高さ尺許にて、神體の如き神造の石にて、人間の石に非ず、鹽燒く翁^ミそを見て異みつゝ去けるに、後にまた二十餘の小石ありて、耳目^ミあきも交れり、「前に海原を耀して寄來れる兩の怪石は、大穴矣^ミ、少彦名神の神跡なり、神功皇后の石立す、少御神^ミよみ給へるは、故あること、見えたり」時に神憑^ミせる人ありて、其託に^ミ我は大名持少彦名命^ミなり、昔この國を造り訖て、東海^ミに去往たりしが、今^ミの民を濟はむと思ひて、更に歸來れりと、告給へる由を奏せるによりて、大洗磯前社^ミと、酒列磯前社^ミを建られて、官社に列ねらる、禁厭^ミの法、くすしの道をはじめ、經世のわざはみあこの二柱の授

給ることなり、紀に百姓至今咸蒙みかづき恩賴みたまのよとあるは、皇國は云までもなく、地球上の人民の上にかれること云も更なり、また少彦名神は酒を造り始め給り、さて大穴牟遲神の御子、百八十神ませる中に事代主神は御父神を避け給ひて、特に御功高くませり、故兄弟百八十神の御尾先となりて、皇御孫命の近き守神とませり、又の御子阿遼須伎高彦根神、賀屋奈流美神二柱も、同列に貢置給へり、上件須佐之男命の御末の神たちの下に、大穴牟遲、少彦名神の御子に、民を濟はむ爲に歸來れる由を、御託し坐魂とまし、皇朝廷の御守には、万代までに大物主とませり、悉く云まほしけれど、こゝには其大凡をのみ物しつるにん、ことに大穴牟遲、少彦名神の御子に、民を濟はむ爲に歸來れる由を、御託し坐るを畏み奉りて、其恩賴をかゝがんりて、病無らひ事を祈るべし、これによりて、伊邪那岐命の苦瀬におちて、苦まむ時に助けてよど、宣るにつぎたる、二柱の御功を、辨ふべきことになん。

大穴牟遲命の御子、百八十神坐あかに、御名の傳はれるは、上に云ふ事代主神、あぢすき高彦ねの神、かやなるみの神の外に、木俟神、亦名御井神、高ひめの神、建みな方神、鳥鳴海神、山代ひこの神、若ふつ主神（この外にも二つ三つ御名、傳はれる神あり）此神たちの中に、事代主神の御功高きは、上にも云るが如し、神祇官の八神に列り給る事代主神は、此神を祭れるか他神なるか、此神にまさば、天皇の近き御守神なるが故に、鎮魂の五柱に配て、齋ひ給るなるべし、御井神は井を堀りて、（これより先、高天原にて、天照大御神の御井を堀ること見えたり）一世に利益を與へ給る神にて、皇朝廷に齋ひ給る座摩神の中に、生井神、榮井神、津長井神は、別神か、又は此御井神にや、別に座摩の神徳を有るを合せ見るべし、また鳥鳴海神の子に、國忍富神まし、其子に汝鷹多氣佐波夜遜奴美神、其子冀主日子神、其子多比理妓志麻流美神、其子美呂浪神共子、布忍富鳥鳴海神、其子天日腹大科度美神、其子遠津山岬帶神まで、十七世神と申せり、みな大穴牟遲神の神徳を賛け給る神たちあり、○五十猛神は、御父須佐之男神に隨ひて、天降り給る時に、多く樹種をもちて降りまし、妹大屋津比賣命、孤津比賣命と共に、まさほをこし給ひき、故紀伊

國に渡しませる由、神典に見えたり、大山祇神をわたしの神といひ、韓國より渡り坐るといふ傳は、このことを誤れるにやあらん、然らば山祇神とはいへど、此神に坐すやもはかりがたし、つくしより初めて、大八州國の内に播殖はいそくて、青山となし給るによりて、五十猛神を稱て有功神と云るよしあり、○大歲神、弟うが乃御魂神、子大國御魂神、韓神曾富理神、向日神、聖神、大香山戸臣神、御年神、天和迦流美豆比賣神、奥津日古神、奥津日賣命、亦名大戸比賣神、大山咋神、亦名山未之大主神、庭津日神、阿須波神、波比岐神、香山戸臣神、羽山戸神、高津日神、大十御祖神、凡て十六柱まし、また羽山戸神の子、若山咋神、若年神、若沙那賣神、爾豆麻岐神、庭高津日神、夏之賣神、秋比賣神、久久神、久久紀若室葛根神、凡て八柱ませり、大年、御年、若年神は、年穀を幸へ給ふ神にして、式に御年皇神等能爾白久、皇神等能依左志奉牟、奥津御年乎、手肱爾水沫盡垂、向股爾泥盡寄氏、取作牟奥津御年乎、八束穗能伊加志穗爾皇神等能、依左志奉者、云々、皇御孫命能宇豆乃弊帛乎、稱辭竟奉久須波神、波比岐神は、坐摩の巫の祭る大宮所の靈とます神か、又は別神にや、なほ下の座摩の祭の條に云旨を、合せ考ふべし、大國魂神、また韓神、曾富理神、向日神、聖神をはじめ、其功德の詳に傳はらぬもあれど、みあ穀物家居のことときを幸へ給ひ、國土を開き給ふなど、みな其片はしを取ることは御名のうへにも明なり

國體の説

國體とは國を建てる體裁を云なり、今の各國のさまを見るに、皇化未だ治からざるが故に、假に定めたる體にて、天地と俱に長く動くまじく定りたるものあるにあらず、万國一定なきのみならず、同國と雖古今異なるもののみ、故に民の爲に君をおき、理をおして神のあることを知り、止を得ざるに至りて歎を設け、已を重んずるが爲に道をとき、或は智に偏り、或は藝に偏るなど、みな其片はしを取

で、完きものとせり、所謂野蠻の風にして、尊むにたるものにあらず、獨わが皇國には、皇孫尊天降まして、國の始より、神ながらの大御國ぶりをなしたこと、じともかしこく、じともかたじけなきことあり。

或問ふ、常に御説示を承るに、外國は無君國にて、其力をたのみて、強て衆に君ごろへるものあり多數の望を買て、其職に昇る者あり、故にわが國と異なり、但此は今までの假の姿にて、終にはわが國の體裁に改るべしと、其言廣きに過て、どる所を得ずて、笑ひ去るものあり、いかに、答これ未だわが古典の趣を解り得ず、天地の理にくらきが故あり、かの國も知ずしらず、既にわが國の體裁に近くあれり、理をおして、天地を造れる神ありと知り、世に中を調る人あきが故に、君主を立てるども、其さまこそ全からぬ、神あがらの道の、その人の心の染たるが故に、致す所なり、世を製ねたる君を敬ひ、神を祭る神式を制れるも、みな天神の、うに從へるものあり、又今の状を以てわが大君の大地すべてを知召すと云を、疑ふ人もあるべければ、少か之を辯ふべし、皇孫尊の天降まし時は、御國うちは云も更に、近きほどりの國々、みなかしこみ仕奉し事は、祝詞式に、皇神能見霧志坐、四方國者、天能壁立極、國能退立限、青雲能霧極、白雲能陰坐、伏限、青海原者棹柂不干舟船能至留極、大海原爾舟滿都都氣氏、自陸往道者、荷縛縛堅氏、磐根木根履佐久彌氏、馬爪至留限、長道無間久、立都々氣氏、狹國者廣久、峻國者平久、遠國者八十綱打桂氏、引寄如事、皇大御神能寄奉波云々と、見えたるごとく、かのわたの底つ國さへに、みおもむけに從ひ奉りしが、御まつりごとのすきをうかゞひて、己を退くする奴の、こゝかしこに起れるによりて、樞原の天皇、天下のさやぎを治めて、磐國知召しなり、序にいふ、世の普通のことをもは、平城の御代よりあなたには、東の國々はおもむけに從はざりしと、藤原氏、坂上氏よりてあた、今のさまにあれりしこゝ思ふは委しからず、そは鹿島、香取、安房社をはじめ、古きことのあとは今に灼きをや、國造本紀に東の國々の造を、樞原大宮、または瑞籬宮、又は志賀高穴穗朝の御代などに、定められたりある

を以て、其より上つ代には、天神の御裔なきは、東の國には、跡だにもなしと思ふべけれど、然らず、出雲國造の祖は、神代より彼國にあれど、同本紀には、瑞籬朝の時に、國造に定め賜ふとある、一を以ても辨ふべし、凡て亂れたる後を以て、古をおすは、いとはかなし、あほ外にも證はいと多し、かくの如く皇孫尊の都近き皇國の内すら、長き御代のなかには、其力を特みて、君ごろへる奴も、絶てなきにあらず、今の外國々の帝王なども、この類にて、時の至るまでの間におくものと云べし、所謂たえ間つぎと、云べき類のものなり、命短き虫魚らは、命、き人に勝こと能す、徳に限りある君王は、限りある徳を有ち給ふ、わが天皇に仕へ奉るべき理なればなり、然れば天神の定め給ふ君は、天地と俱に長く、日月と俱に遠く、立榮え給るは、天神の御心に出たるが故なり、人の立たる君は、之を改め之を換ふることあるは、人の爲になせしが故なり、すべて天下の人民は、天神これを皇孫命に、授け給るものあれば、皇孫命はこれを大御寶とし給り、天下の人民を治め給る御職に坐が故に、詔ばく、天下は一人の天下にあらず、天下の人の天下なりと、然れども、人は之をかしこみて、皇孫命は正く、天神の御姿なり、天下は天皇の天下にして、天下の人の天下にあらず、身も家もあけて、一人の君の御爲にして、なほ足すと、譬ば天神は、人の爲に天地万物を造給ひ、人は造物の化育を贊成するが如し、人、天神に向て、我爲に天地万物を造給ひながら、其物未だ我用に足すと云て、糺さんとするものは、則ち理の末路にて、所謂野蠻亂世の道なり、外國の人此末路に陥る者あり、誠に此の如き眞心を振立る、大和魂の人のさまは、かの己一人を重んじて、君ごろひ父をなみし、終には顯世をも幽世をも愚に見、神をも人をも弄びものにする、陋き今の外國風と、反対にて、雲と泥の差もたらず、ぞありける、こゝに大御國の國を建る體裁を解くに、天神の詔をかげて、神を敬ひ君に勤むることと/or、職を世々にして、氏姓を重みする旨をとを道と教の正きよしを明にせんとす、現づ御神と、神ながら天下知召、我天皇の御代は、天地と俱に動きあきは、天照大御神大御手に、天

聖の鏡劍をさゝげ持して、天津日嗣の築えなむことは、天地のむたきはみなかるべしと、云壽給る御定によることは、云まくも更なれど、大御神の、かく言祝給るは、いともへ深き山緒ぞありける、其は伊邪那岐、伊邪那美命の共に誓ひて、天地を知すべき神を生ざらめやはとて、先生ませる御子は、天照大御神にして、次に月讀尊、素戔鳴尊、柱まし／＼けり、天照大御神は、高天原に坐て、天地の極を天地と供に、遠長にみそあはします、大神に坐ませば、その御子をして、永く天下を知召ことに定め給るは、伊邪那岐、伊邪那美命の御心を継給ひて、かくは宣ひ負せ給へるありけり、されば天つ日嗣の御璽とし給る、八咫鏡、天のむら雲劍、また八尺瓈曲玉は、天神の伊邪那岐、伊邪那命に賜る、天瓈戈、またいざなきの大神の、天照大御神に賜へる御頸玉に、ならびたる曾きものになん、かの天瓈戈は、天御柱とみ立て、國の鎮と齋ひ給るは、この大地に天神の御靈をいはひて、万世に動ききあき基を、固め給るものあり、御頸玉を、御倉棚神といはひ給るは、天照太御神の御倉に、御祖大神の御靈をいはひて、敬ひ給るものなり、されば天照大御神の、八咫鏡をさゝげ持して、此鏡は専らわが御靈として、わが御前を齋くが如く、同床共鑑にませて、齋鏡と爲給へとて、皇御孫命に授け給ひ、今の現に伊勢の大宮に齋ひ差り、其御うつしの御鏡を、朝廷に齋ひ給へり、賢所と稱し奉るはこれあり、御鏡は皇大御神の御靈にして、天つ日嗣の御璽、皇朝廷より、天下大御民の万世の御鎮なり、御劍は御鏡にそひたる御寶あり、御鏡と御劍とは、所當體と小の如し、八尺瓈曲玉は、天皇の御身の御守にて、万代に傳へ給り、なほ日向國懸の御靈御矛をはじめ、くさ／＼の御寶あり、續曆御記等によりて、之を明らかし、わが天皇の御位は、かく天地のはじめよりの故よしありて、立給る故に、天神の立給る君主とは申すなり、天地のむた動きなきも、うべにそありける、（われら臣民も、みな神の定め給る故に、天地と俱に、遠長に位を改めざることは、次に悉く説くべし）

外國人はかかる定めを知らざる故に、君といひ、臣といふは、世を治る爲に、人の作れるものとしない神を天地の眞の理と思へり、いともへあさましきことなり、然れども論ふ理のまゝに、天下は其説を天地の眞の理と思へり、いともへあさましきことなり、然れども論ふ理のまゝに、天下は

天下の天下なりと、眞に思ひ行ひたらば、國は穩ひならん、さはなくて、己一人のみを、限なき尊きものにして、己が心を満しめんのみに、心を盡し天下の万姓を苦しむることは、ことゝもせず、よりて世々亂のみ多くして、帝王といひ誇らふ人も、半ばかりは、世を平穏にわたることをえじ、人の作れることは、人ながらに及ばじと云べし、世の道に志わらんもの、よく心留よかし

古語拾遺に曰、以三天兒屋命、太玉命、天鉢女命、使配侍云々、大玉命、率諸部神、供奉具職、如天上儀、仍分諸神、亦與陪從、復勅大物主神、空領八十萬神、永爲皇神奉護上焉、仍使大伴京祖、天忍日命師來目部遠祖、天穗津大來目、帶仗前駕、云々、是以群神、奉勅陪從天孫、歷世相承、各供其職、と見えたり、子孫は祖先の遺體にて、其體を分ちたることは、云までもなければ、我身恭しく、天照大御神の詔をうけて、天皇に仕へ奉るみちなること明かなり、されば我天皇に仕へ奉る臣の職は、天照大御神の定め給るものなり、古は臣連、伴造、國造、みな其職を世々にして、其儀式の正きこと、まさしく天上の儀式の如くなりき、中つ世より外國の説とも入來りて、世々仕へ奉りきたる姿を改めたるものありて、所謂浮沈のさまを、遁る、ことなけれど、氏を正し姓を重んずること、外國の比にあらず、遠つ飛鳥宮の御代には、神に誓て天下乃氏々名々を混へしめ給す、清御原宮の天皇は、八色の姓を定給ひ、平城天皇は姓氏錄を撰はしめ給るを、一としてこの道を重じ給るにあらざるはなし、これを以てわれら臣民も、天神の御定のまゝ、天地と俱に遠長に、其位を改めざることを辨ふべし、或人問曰、上世とても、世々に家々の浮沈を免れざるは、云までもなく、ことに外國風いりきてはその氏々の浮沈甚しく、中にも名たる家も絶たるあり、名なきものもあり、昇れるあり、然れば外國のさまと、何の替れることもあく、御説の如くに、天地と俱に信を改めざる事とは、申しがたしいかゞ、答これは君臣の分と、臣子と臣子の間とを混へたる間なり、臣の氏々に盛衰あるを以て、君臣の興廢と等しく見たる認の疑と云々し、古語拾遺にも、神裔亡散、其葉將絶と、廣成宿禰の歎かれたる如く、外國風の爲には、其衰も甚きなり、但し之を以て、古を氏々は跡方もなく、絶たるもの

と思ふは、其始を見て其終を見ざるみだり言なり。今も國々に、古き家々の殘れるを以ても知るべし。々世々皇室に大なる功勞あるものはあり登る、これ必ずかくあるべきことなり。外國の君臣位をかへ、其興廢あるものは、わが臣民の中の盛衰よりも甚し、よく心をつけられたきことなり。天照大御神の御体のまにまに、君も臣も天地と俱に、遠長に其位を改めず、かくありてこそ、各其所を得て天の下平穩しく、人々樂みて世にこの上もなき幸とは云べけれ、いかにとなれば、遠長に君と臣の分別正き故に、神に祖にまめに仕へ、子孫の末々まで、いと親く教きこと、かの革命の國風のかけても及ばぬのみならず、雲と泥の差別あることになん。

大日本史贊に、凡敬^レ神尊^レ祖、奉^レ天之道也。君臣畏慎之要、國祚之久長、幾皆所^レ係焉。帝畏^レ神威、遷^ニ三器於^ニ笠縫邑、別摸^レ國寶、以安^ニ殿内、誠敬^レ神之至也。聖子神孫相承、傳^レ於^ニ無窮、而神人相遠之漸、亦基^レ于^ニ此。後王其可^レ不^レ畏^レ啻敬^ニ格神祇^ニ之故乎、と云るは、瑞籬宮の御代のことなるが、然ることあり。

我みくにの殊に御代穩ひなるは、神ながらの御のりをに違はざるが故にこそわれ、外國人らがよく心とめすて、おのが私の理以て、政事のうへとくさへ云はこらふは、みなすゑするることにこそわれ、なかへにわか御國風にちかき、世襲^ニの君を尊む風となれるもことわりならずや。

會澤氏の新論に、當^ニ大祖傳^レ位之日、使^レ天兒屋出^レ納帝命、天太玉供^レ奉百事^ニ兒屋之後、爲^ニ中臣氏、大玉之後爲^ニ齋部氏、故祭之日、中臣奏^ニ天^レ壽詞、齋部上^ニ神璽鏡劍、累^ニ世奕葉必仍^ニ當初之舊、猶^レ新受^ニ印^レ於^ニ天祖^ニ也。其他供^ニ百之具^ニ亦皆莫^レ非^ニ齋部之所^ニ掌^ニ而至^ニ百執事者^ニ亦皆世^ニ其職、奕^ニ世不^レ墜、駿奔承^レ事、毫無^レ異於^ニ天祖傳祚之日、而君臣皆不^レ得^レ忘^ニ其初^ニ也。夫以^ニ天祖之遺体、而膺^ニ天祖之事、肅然優然見^ニ當初之饒容於^ニ今日、則君臣觀感洋洋乎、如^レ在^ニ天祖之左右^ニ而群臣之視^ニ天孫^ニ亦猶^レ視^ニ天祖^ニ其情之發^レ於^ニ自然^ニ者、豈特^レ己^ニ而群臣也、者亦皆神明之胄、其先世事^ニ天祖天孫^ニ有功^ニ德於^ニ民、列在^ニ祀典^ニ而宗子糾^ニ緝族人、以主^ニ其祭^ニ入以追^ニ孝其祖^ニ出^ニ

以供^ニ奉大祭、亦各以其祖先之遺体、行^ニ祖先之事、惻然悚然、念^ニ乃祖乃父所^ニ以敬^ニ事皇祖大神者、豈忍^ニ忘^ニ其祖^ニ背^ニ其君^ニ哉、於^ニ是乎孝敬之心、父以傳^レ子、子以傳^レ孫、繼^ニ志述^ニ事、雖^ニ千百世、猶^ニ一日、孝以移^ニ忠於^ニ君、忠以奉^ニ其先志、忠孝出^ニ於^ニ一、未嘗^ニ二^ニ其本^ニ、云々とあり、云得て、いかにもいはれたり

かれわがみくにぶりは、神隨^ニ言舉せずして、家職^ニ屬み勤めつゝ、ようづ素直にまことなるを、尊みつるものなり、今の世にありて、廣く世にまじはり、世の爲にことはからんにも、この心をゆめなわすれそよ、この道をゆめなうしなひそよ、

國史略に、神代教^レ人、以^ニ正直^ニ爲^ニ主、寔万世不易之至道也、云々、而及^ニへ皇之世漸移、民向^ニ功

僞^ニ政事亦繁、值用^ニ正直^ニ教^ニ、則法則不^レ備、故帝始召^ニ博士於^ニ西漢^ニ、教^ニ授於^ニ皇太子^ニ、以興^ニ明

倫之學、爾後^ニ爲^ニ政、必由^ニ儒道^ニ、云々、遂以^ニ儒道^ニ爲^ニ治國之正典、祭祀多用^ニ本邦古儀、云々、我

世遣^ニ使于唐、命^ニ留學生、益明^ニ此道^ニ者、帝固創^ニ之嗚呼、帝寔爲^ニ万世、億兆君師^ニ、と云々心をつくべ

し

神に仕へ奉る道は、ひとり我國のみならず、何れの國にか其教なからんと、一わたりに思ふは、いと淺はかなることにて、同く神に仕ふとはいへども、神ながらの道に叶へる我國の儀式^ニと、後の世人のおしはかりに定たる、外國の制^ニとは、甚くことあるものになんありける、世の人々なほさりに思ひすゞしそよ、

今より十^ニせあまり以前^ニことなるが、かの米國前大統領^ニ格蘭士氏^ニの來れる時、我が朝廷^ニ上りし表文^ニあり、外國人にして、我皇國の國體^ニと論へる說の公なるは、感へきことなり、こゝに掲げて我國人の國人ながらに、疎^ニして識る事の乏^ニひき起さんとす其表文^ニ曰く、

嗚呼盛ナル哉、我大日本天皇陛下、祖宗ノ鴻業ヲ受サセラ^ニ、皇統連綿トシテ、茲ニ二千五百三十餘年ヲ歷タリ、德澤ノ人心ニ渢洽スル、何ソ其久シキヤ、格蘭多國ニ在テ、之ヲ聞キ、今來ヲ始テ

其實ヲ目撃シ、以テ國体ノ然ル所以ヲ知ル、且夫レ新嘗祭ノ如キ、宇内絶美ノ祭典、陛下自ラ耕シテ、新穀ヲ取り、后宮親ラ蠶シテ、神衣ヲ製シ、以テ祖宗ニ奉シ給ヒ、稼穡ノ艱難ヲ知シメサル、事、其レ斯ノ如シ誰カ盛德ニ服セザラン、特蘭多宇内ヲ周遊スル、斯ル絶美ノ典式ヲ見聞セス、陛下厚ク聖意ヲ此ニ留メ、猥リニ舊典古式ヲ改給フ事勿レ、格蘭多又思ヘラク、凡ソ國家ニ禍難ヲ胚胎シ、遂ニ如何トモスヘカラザル者アリ、何トナレハ他邦ノ文物ヲ取り、他國ノ人種ヲ移シ、其固有ノ法度ヲ改メ、又隨テ風俗ヲ易ルノ時ナリ、今ヤ貴國真機ニ臨メリ、陛下深ク之ヲ鑑ミ、輕々シク池邦ノ文物ヲ取り、容易ニ法度ヲ更メ給フ事勿レ、云々、

これをよみ見ても、外國に卓れて、いとも／＼尊きことを知るべし、

古よりわが大朝廷にて神嘗祭、新嘗祭、月次祭、祈年祭、鎮魂祭、鎮火祭、道饗祭、大祓式をはじめ、年々にたえず行はせ給ふ、儀式はみな天照大御神の天宮の神式を、神ながら傳

へ給るものにて、重みし奉るべきことになん、

然るを後には、外國より渡り來つる、佛の教などによりて、祖先に仕へ、また其身の上にやことなき、冠婚葬等の法を修め物たれること、或は我國の教にもましたるよき式など、偏に忠ひをり、又は彼の教のみ知りて、我國に古の尊く畏きみちのありとも知らざるものあり、祖先に美むるを、世に知らせざるさへ、恥べきわざなるを、まして已さへ、この尊き道のあることを知らざるは、いとも／＼あはれむべきことなりかし

神嘗、新嘗の祭の式をはじめ、古の尊き神事の式をつき／＼に、説あかして、我皇國の臣民たる道を盡させばや、かれ今より更に筆とりてとてなん、

栗田氏の神祇志科をはじめ、世にこのすぢのことを詳にせし、書も多なれば、今は世のかいなでの人々にも聞え安くとりつゞめて、書つくべし、みる人々しか心怠てよ、

神嘗祭、相嘗祭、新嘗祭

この三の御祭は、其原由を同くせり、古ヘ神の御代に、天照大神高天原に坐て、御弟月讀尊に勅して、葦原中國に保食神ありとて、之を見せしめ、天熊大人をして、五穀物をはじめ、海川山野に生る種々の物の種子を、とらしめ給ひき、故その穀物を、大御神の御田、天の狹田、長田に植しめ給ひしかば、其秋垂穎八握にしなひて、いと快く棠のれり、又天香山に、桑樹を植て、蠶を養はしめ、其葉を口にふくみ糸をどり、稚日女神をして、神服を織しめ、穀を作り、また蠶養機織の道、この時より起れり、其穀物神服を、御祖の天神に献り給ひ、御自も申し召けり、これ神嘗祭、相嘗祭、新嘗祭のはじめにして、皇孫命を、天降し給る時、その稻種をはじめ、種々の物を授け給ひて、御祭の式を傳へ給ひけり、

皇孫命の天降り坐する前に、既に葦原中國に稻種をはじめ、衣食の道具たりしは、天照大御神の御祖伊邪那岐命の、其基を開き給ひ、稚産靈尊 大食津比賣命の御功あり、又御弟須佐之男命、田畠を新に懲給ることあり、大年御年若年神の御功あり、されば高天原の新嘗の、も傳りて、具りけんは云まくも更あれど、こゝには今の現に傳はりて、我朝廷に行はる、御祭典式の、はじめをあげつるなり

瑞がきの宮の御代までは、伊勢の大御神は、朝廷にましければ、朝廷にて御祭は行はれつるを、玉垣の宮の二十五年に、伊勢の渡會郡宇治の五十鈴宮に移し奉り給ふ、皇大神宮これなり、これより年々に勅使を遣して、新穀を取りて御幣帛をさゝげ給ふこと、天照大御神の御祖天神を祭り給る神の御代に成なることなし、これを神嘗祭といふ、はじめは九月十七日なりしを、明治十二年より十月十七日と定め給へり、これは曆日の改りし故なり、

大神宮式に、九月神嘗祭、大神宮御衣三疋、云々、式に又云、米三石三斗、酒米十石、雜供料米廿五石、鹽一石、神酒廿三缶、小稅二百三十束、大稅一百八十束、斤稅一千二百廿二束、此外種々あり、右月十六日祭、波會宮、十七日祭、大神宮、神室、大内人各著明衣、分三頭左右、宮司立中、次使

忌部棒幣、次馬、次使中臣、次使三人就内院版位、使中臣申詔力、亦神宮司、宣祝詞、除儀同月次祭、

相嘗祭は、皇大神宮にて行はるゝ神嘗祭の相嘗祭にて、祭神七十一座あり、新嘗祭に、十二日先立て十一月の上の卯日に祭らせ給へり、預り給へるは皇大神宮につぎては、崇め給る神社なり、新嘗祭は、十一月下の卯日にて、天皇御自ら、天照大神に御幣を奉り、天神地祇を祭り給ふ、この祭に預り給るは、官幣の社三百四座にて、相嘗祭に預り給る七十一座につぎて、崇め給る神たちなり、朝に天神地祇を奉り、夕には天皇の聞着す御事は、神代のさまに替る事なし、この祭を今は十一月廿三日に定給り、

つぎに新嘗祭の翌日、群臣に宴を賜ふ、これを豐明の節旨といふ、

朝廷のみならず、臣民の家々にても、この新嘗の祭を行ひ、ことに齋謹みて、神に仕奉りしよま、

古書に見えたるが如し、これ神祭は、万の事の基なればなり、

天皇天津日嗣につき給る時の新嘗祭を、中古よりどり分て大嘗祭といふ、天神地祇に奉り、御自も聞召齋庭の稻穂を、太兆のト事もて、悠紀主基國を齋定て、物部の人守、酒造兒、酒波、粉走、灰燒、薪採、相作、稻實公ら仕奉りき、齋部天祖の鏡劍を捧けて、正殿に安奉り、中臣天神の壽詞を奏し、大伴、物部、宮門を護り、予楯をたつ、その御祭には、天神地祇三千一百三十一座の神に、幣帛を奉り給へり、明治の新代となりても、加り給る神たちあり、大嘗といふも同しく、新嘗の祭にて、異なることはなけれど、この儀式のことに嚴なるは、御代のはじの御事なればなり、

式に、踐祚、大嘗祭、爲三大祀、新年、月次、神嘗、新嘗、賀茂祭等、爲中祀、大忌、風神、鎮花、三枝、相嘗、鎮魂、鎮火、道饗、園韓神、松尾、平野、春日、大原野等祭爲小祀、風神祭己上、並諸司齋之、鎮花祭以下、祭官齋之、云々)

國の名を、瑞穗國といふも、天照大御神の皇孫命に勅して、天つ日嗣の、天つ高御座に御座て、天つ御膳の、長御膳の遠御膳と、千秋の五百秋の、瑞穂を平けく、安けく齋庭に所知食と、事依し給るに起れ、ば、有が中に、この御祭はかり尊きはなし、ゆめおほろかに思ひすぐしそよ、

頃日新聞紙傳て曰く、本邦の統治權は、万世一系天壤無究に涉らせ結ふ、天孫の知召國なることは吾人の創まで承り知る所なれども、此は所謂不文の憲法にて、定りたる所なれば、今度成文憲法の出るに於ては、いかにこれを明記さるべきか、今仄に聞く所に依れば、此事に關りては、大臣顧問官に於て、種々討議のありたる所なれども、結局「千五百秋の水穂の國は、皇孫の知すべき國なり」と詔らせ給ひたる語に依り、憲法開卷第一に於て、此の文字を依用し、「大日本帝國は、萬世一系の皇帝の知らす所なり」、との意にて、特書せられたりと、かくあるべき事にこう、

祈年祭

祈年祭、毎年二月四日に、班幣の式あり、皇大神宮の幣物は、別の案上に置て獻られ、各官社のは、夫々府縣知事に命せて奉らる、其祝詞に、高天原に神留ります、皇親神ろぎ神ろみの命を以て、云々とあれば、天神の授け給へることは、云まくも更なれど、高天原にては行はれし式なるや、否は傳る所なし、思ふに、これは產靈神の其神式を傳へ給るにて、この國にて初まれる式ならん、新年祭は、令義解に、祈猶禱也、欲令歲灾不作、時令順度即於神祇官祭之、故曰新年と見えたる、この祭に預り給る、官幣の社、また國司の祭る國幣の社とも、延喜式の九十の卷に、其社を載られたり、當今は各官國幣社を祭り、餘は宮中の神殿にて、祭らる、ことあり、この新年祭の内に、御年神を祭り給ふ式あり、これは全くこの國地にて初まれる祭式なり、古語拾遺に、於是大地主神、令片巫、脳巫、占求其由御歲神爲崇宣獻白猪、白馬、白雞、以解其怒依教奉謝、御歲神答曰、云々仍從其教、苗葉復茂、年穀豐稔、是今神祇官以白猪、白馬、白雞、祭御歲神之緣也、式の祝詞に、御年皇神等能前爾白久、皇神等能依左志奉牟、奥津御年乎、手眩爾水沫盡垂、向服爾泥盡寄氏、取昨牟奥津御年乎、八束穗能伊加志穗爾、皇神等能依左志奉者、云々、御年皇神能前爾、白馬

白猪、白雞、種々色物乎、備奉云々、と見えたる、天照大御神の五穀の種を、見そなはせし時の詔にこれはうつしき青人草の食て活へき者ぞと、詔給るいともかしこき御意を受繼して、代々の天皇の此御祭を治めて、天下の青人草を恵み給へる御式なれば、人々おほろかに思ひすくしそよ。

按ふに御年神を祭る祝詞に、奥つ御年どあり、先哲の説もあれど、これは稻種の一種を云るなるべし、其は出羽の大物忌神社の舊記によるに、稻神に出雲稻四種「赤梗、赤糯、黑梗、黑糯」古志稻二種、「沼垂梗、沼垂糯」日向稻四種、「白梗、白糯、青梗、青糯」笠錦稻二種、「鶴嘴梗、鶴嘴糯」十二種あり、出雲稻、古志稻は、世に云ふ晚稻にて、即ち須佐之男命の御代より作り繼たるものなるべし、凡てのをはたゞ御年といひ、御年神を祭れるは奥つ御年といひ、かつ御年神を祭る式は、上にも云る如く大地主神より起れるを以て、かくは云なり、なほよく考へて定むべし、廣瀬の大忌、山口、水分の御祭の祝詞に、奥つ御年とあり、この式も右に準へて思ひ遣るべし、

月次 神今 食

月次祭は、六月十二月に行はる祭の式、祝詞等、凡て祈年におあじ祭らせ給ふ神、古は三百四座まして、其御社は延喜式に載せられたり、皇人神宮には、ことに御使をして幣をさゝげ給ふ、朝廷には中殿「これを神嘉殿ともいふ」において、神今食の御式あり、此御祭の前後に、御贋、大殿、忌火、庭火等の御祭あり、神今食は、大祭に准ひ、天皇御親ら今すりの御食を、天照大神に奉り給る重き御式なり、この御祭はまさしく新嘗祭の如し、月次の祭は、皇神等の天下を安らげく守り給ふを、月毎に賽し給へるよしにて、其幣を六月十二月二度に奉らせ給へるなり、庶人の宅神祭におなし、今は皇大神宮にのみ奉らせ給へれど、これは古の如く宦國幣社とともに、行はるへくこそ願はしけれ、

鎮魂祭

鎮魂祭は、十一月に行はれて、天皇の御世をこと尋き、御魂を舎ひ鎮る祭にて、中宮、皇太子の御式は、ことになりて、古は天下にあまねく、行はれたることなり、その原始は、天照大御神、須佐之男起れり、また十二月に御魂を齋戸に鎮る祭あり、この祭のことにつきては、悉しき説あり、下に別にあらばすべし、

大殿祭 御門祭

大殿祭は、屋船久能運命、屋船豊宇氣姫命を祭て、宮殿の災異なからむ事を祈る故に、新宮を造れる時、又は神今食、新嘗祭の明日、平旦に行はる、皇孫命の天降りませる時、天神詔して、齋部をして、齋斧以て奥山の木を伐採り、其本末を山神に祭り、中間を齋柱として、瑞の御殿を造らしめ、此時御祈玉をはじめ、種々の神寶、矛、盾、木綿、麻等を造らしめ、其物備る時に、天璽の鏡餅を捧持て正殿に安奉り、並に瓊玉を懸け、幣物を陳て、大殿祭の祝詞を申し、次に御門祭あり、これは代々齋部氏の掌る所なり、この御門祭は、月次、新年に祭らせ給るとは、ことにして齋部の祭れる所なり、

神衣祭

この御祭は、伊勢の大宮にて、年毎の四月九月に行はる、御祭にて、其始めは、天照大御神の天つ宮にて、齋服殿に坐々て、神衣をおらしめ給ひき、石窟に隠坐るに及びて、長白羽神は麻を殖ゑ、天日監神、津昨見神は、穀木綿木を殖ゑ、天羽槌雄神は、文布を織り、伊勢人面らが、遠祖天棚機姫は、桑を殖ゑ蠶絲をとり、大神の神衣を織て、神祭の具とせられき、神衣祭はこれを原とす、皇孫命御天降の時、人面の遠祖、機具を持降りしより、其男子をは、人面といひ、女子をは織子と云て、天宮の例を連へず仕奉り、水垣宮の御代に、今の地に大神宮を遷し給る時、八尋機屋を宇治に建て、天棚機姫神の孫、八千々姫命をして、神衣を織らしめ給ひしより、代々この御祭を仕へ奉り給へり、但御饌御衣を獻る祭は、豈伊勢の大宮のみに限んや、上下そのほどへにつけて、天神を祭り先祖の神を、祭るべきこと云も更なり、天照大御神の齋はた殿にまして、神衣をおらしめ給るも、その大本にます神

を齋ひ給へると、今更に云までもなれば、この大手振にあらひ奉るへることあり。

大忌祭

大忌祭は、大和國廣瀬の川合にます、大忌神、即ち若うかのめの神を主とし、立田にます風神、また六の御縣の神を祭り、山々谷々水を甘水と爲て、田畠を浸潤し、惡風荒水の禍なく、五穀を熟稔しむることを祈る御祭なり、廣瀬神に白す祝詞は左の如し、

廣瀬能川合爾稱辭竟奉流、皇神能御名乎白久、御膳持流若字加能賣能登、御名者白氏、云々、皇御孫命能長御膳能遠御膳止、赤丹能穗爾聞食牟、皇神能御刀代始氏、親王等、王臣等、天下公、民能取作奥都御歲者、手肱爾水沫盡垂、向股爾泥盛寄氏、取將作奥都御歲乎八束穗爾阜神能成幸賜者初穗者汁穎爾千稻八千稻爾引居氏、如横山打積哉氏、秋祭爾奉牟どあり、

また立田神に白す、祝詞は左の如し、

龍田爾稱辭竟奉、皇神乃前爾白久、志貴島爾大八島國知志、皇御孫心乃涼御膳乃長御膳止、赤丹乃穗爾聞食須、五穀物乎始氏、天下乃公民乃作物乎、草乃片葉爾至万氏、不成一年二年爾不在、歲真尼久傷故爾、百能物知人等乃ト事爾出牟神乃御心者、此神止白止負賜支、此平物知人等乃ト事乎以氏、ト止母出留神乃御心母無止、白聞看氏、皇御孫命詔久、神等乎波、天社國社止忘事無久、清事無久、稱辭竟奉止思志行波須誰神曾天下乃公民乃作作物乎、不成傷神等波我御心止悟奉止、宇氣比賜支、是以皇御孫命、大御夢爾悟奉久、天下乃公民、作作物乎、黑風荒水爾相都、不成傷波我御名者、天乃御柱乃命、國乃御柱乃命止、御名者悟奉氏、吾前爾奉牟、幣帛者、御服者、妙、乃日隱處乃龍田能立野乃小野爾、吾宮波定奉氏、吾前乎稱辭竟奉者、天下乃公民乃作作物者、五穀乎始草乃片葉爾至万、成幸爾奉牟止悟奉支、

案ふにこの祝詞によりて思へば、水垣の御代にはじめて、風神の御社を起したまへり、とするも一わ

たりの考にて、仲哀天皇紀に、住吉の三前の神を、この時にそあらはれ給へると云るに同じく、この風の神の御祭も、御社も、この御代より先つかいたく衰へて、終に中絶せし故に、かく御崇ありて其神諭に、打おどろかして、御社をも新に建て、御祭をもおこし給るにこう、これらの事に就ては悉き考あれど、こゝに略きつまた御縣の神の祝詞は左の如し、

倭國能六御縣乃山口爾坐、皇神等前爾須山々乃自口、狹久那多利爾下賜水乎、

甘水登受而、天下乃公民乃取作禮、奥都御歲乎、惡風荒水爾不相賜、汝命乃成幸波賜者、云々、

この大忌の御祭は、毎年四月、七月に行はれ來りたり、この御祭は、水垣宮の御代より起れり杯云は

右には云ふこと悉しからざるあり、

牛島祭

生島祭は、則國靈の神にて、神祇宮の西院にませり、古傳に大八島の靈と云り、新年、月次、新嘗祭の御幣を奉り給へり其祝詞は、

生島能御巫能辭竟奉、皇神等能前爾白久、牛國足國登御名者白氏、辭竟奉者、皇神能敷ヤ島能八十島者、谷蟆能狹度極、鹽沫能留限、狹國者廣久、峻國者平久、島能八十島鹽事無皇神等能依左志奉故、云々

この祝詞によりて、國靈神の御功の高く、かつ國民の常に崇ひ奉るへきことを知るべし、

鎮火祭

この御祭は、六月十二月、宮城外四隅にして、祭らせらる、上古のとき、伊佐奈伎伊佐奈美乃命、國の八十國島の八十島を生坐し、八百万神たちを生給ひて、麻奈弟子に、火結神を生給ひ、石隠坐し、與美津枚坂に至て、思はざく、吾汝背命の知食上つ國に、心惡子を生産て來ぬ、と宜給ひて、返坐て、更に水神、匏・川菜、植山姫、四種の物を生坐て、此心惡子之心荒ひそば、水神、匏・山姫、川菜をもちて、鎮め奉れど、事教悟し給ひき、この祭はこれによりて起れり、

道靈祭

この御祭は、六月、十二月宮城四隅の道上にて、祭らせらる。神祭は、八衡比古、八衡比賣神、久那戸神の三柱にして、常の式のみあらず、疾疫ある時は、臨時に諸國におきても、これを祭らる祝詞は大八衡爾、湯津磐村之如久塞坐皇神等云々、根國底國里齋疎備、來物爾相率相口事無久下行者下乎守理、上往者上乎守理、夜之守日之守爾守奉齋奉、福云々

諸祭

古より常に定れる皇神たちの御祭は、ことわづく仕給ること、上にわけたるが如し、猶くさぐの御祭もあるがゆに、毎年の二月七月に、幣帛を二十二社に奉て、年穀を祈り給ふ、これを祈年穀祭といふ、二十二社はじめは、伊勢、石清水、賀茂、松尾、平野、稻荷、春日、大原野、大和、石上、廣瀬、龍田、住吉、丹生、貴布禰の十六社なりしが、後に一條天皇の御代に、吉田、廣田、北野、梅宮、祇園を加へ、後朱雀天皇日吉を加へ給て、二十二社となれり、此御社は明治の新代となりても、伊勢神宮の御事は、云まくも更に、外の御社もみあ、宦幣の大社、或は中社に列ね給ひて、厚く敬ひ給へり、又早霖毎に祈雨の御祭あり、疫癒を鎮め、退める爲に、鎮牛の祭あり、辟惡をさくる御祭あり、また御使を外國に發遣し給ふ時は、天神地祇を郊野に祭り、外客入朝の時は、幾内の界に迎へて、蕃神を却ふ御祭あり隔にして、塞神あり、又路次神々を祭り給へり、これみあ古上邪那岐命のよみの國より還り給へる時の、御故事によるものあり、この外に鎮三寵鳴一祭、鎮三水神一祭、鎮三土公一祭、鎮新宮地一祭、御窓、御井、産井、御川水、御禊、羅城、御贋、八衡祭行幸時の祭の如き、みあ臨時に行はれたりこれらを以て、古へ神祭の式の嚴かにして、外國にすぐれて、神代のみのりの傳はり來ぬることを知るべし

●宮中には、三十六座の神を齋ひ給へり、式に神祇官西院坐、御巫等祭神、二十三座、(並大、月次、

新嘗)御巫祭神八座、(並大、月次、新嘗、中宮、東宮御巫亦同)神產神、高御產日神、玉積產日神、生產日神、足產日神、大宮賣神、御食津神、事代主神、座摩巫祭神、五座、(並大、月次、新嘗)生井神、福井神社、綱長井神、波比支神、剛須波神、御門巫祭神八座、(並大、月次、新嘗)生島神、足島神、宮内省座神三座、(並名神、神、四面門、各一座)生島巫祭神二座、(並大、月次、新嘗)櫛石窓神、(四面門、各一座)豊石窓神、(四面門、各一座)大宮賣神社一座、大膳職座神三座、(並小)御食津神社、火雷神社、高倍神社、造酒司座神六座、(大、四座、小、二座)大宮賣神社、四座、(並大、月次、新嘗)酒殿神社二座、(並小)酒彌豆男神、酒彌豆女神、主水司座神、一座、(小)鳴雷神社と見えたり、賢所は内侍所ともいふ、年中行事秘抄、内侍所、自三徃古二號之神明、相傳云、伊勢大神宮分身也、禁秘抄云、自三神代一爲三神鏡、如三神宮一奉ノ仰爲伊勢御代官、被三留置也、神事次第同伊勢、正統記云、内侍所は神鏡なり、八咫鏡と申す、正体は皇大神宮にいはひ奉る、内侍所に座ますば、崇神の御世に鑄かへられし御鏡なり、即ち伊勢の御摸にて其靈は天照大御神にますこと云も更なり、明治三年一月神祇宦の左の御床に、八神、およひ天神地祇の御靈を、右の御床に、歷朝の天皇の御靈を齋ひ祀り給ひしと、同五年の三月、神祇官を廢せられたる時に、賢所の左右の殿に遷齋ひ給ひき、因に云ふ歷朝皇靈は、三殿ありて、中殿に後櫻町天皇以前の天皇、皇后の御靈を齋ひ、左殿に、後桃園天皇以後の天皇、皇后の御靈を齋ひ、右殿に歷朝の皇子皇女たちの御靈を齋ひ給へり、

○大祀、令節、國祭日のことを云ふべし、一月三日元始祭、三月の春季神前祭、六月三十日の大祀、九月の秋季神前祭、十月十七日の神嘗祭、十一月二十三日の新嘗祭、十二月三十一大の大祓を、大祀と稱す、二月十一日の紀元節、十一月三日の天長節を令節といふ、一月三十日の孝明天皇祭、二月二十一日の孝仁天皇祭、三月の春季皇靈祭、四月三日の神武天皇祭、九月の春季皇靈祭、十二月六日の後桃園天皇祭、十二月十二日の光格天皇祭を、國祭と稱ふ、この御祭日のことは、人のよく知る所なれど、今こには悉しく云はず、畏き御あたりの神祭を重くし給ふるにならひて、天下四方の國の臣民

も產土神氏神を祭り、又家々に宅神竈神をはじめ、其程々に神祭を行へり、左にその大抵を云べし。

○產土神は各村間に在りて、其氏子たる者の常に、最重敬すべき神なり產土は其人の本居なり產土神また氏神と云ふ、氏の言辭たる、うぶつち亦うふでの考へりて、產土の言と敢て異なることあし、姓氏錄に竹田邊連火明命五世之孫、建刀米命之男、武田折命之後也、仁德天皇御世、大和國十市郡川坂川之邊、有_ニ竹田神社_ノ因以爲氏神_ニ同居仕焉、綠竹_ノ美供_ニ御著竹_ノ因茲賜_ニ竹田邊連_ノとあり、之を式神名帳に、十市郡竹田神社と載せ、大和志名所圖繪_ノに、今朝東竹田村にある山を云ひ、神名帳解卷の成立等推知すべし、猶氏神のこと、六史は素より播磨風土記等に見すれば、こゝに抄出せず、然取姓氏錄に、祭神は天照國照火明命なりと云へり、此等を以て氏神と產土神と、同神にまし、且氏神の成立等推知すべし、猶氏神のこと、六史は素より播磨風土記等に見すれば、こゝに抄出せず、然るに氏神は内神にて、一家の祖先・產土神は一村の_ノ齊く神にて、大に尊なりとの說あり、此說は上古人民蕃殖乃起源を熟知せざるの淺見より、云出せることがあるへし、大凡一村は一氏の蕃殖せしものにして、今にても山里僻處の間には、全村舉て親族にして、村名だも尙其舊家號を以て呼ふものありこれ上代の遺蹟なるべし、抑產土神は、一村の始祖を祭りたるものにして、其村落にありては、有續の神あれば、子孫たる村民は、親しく之を普き、嚴に祭奉せしことなるが、世降るに従ひて、公よりこれを管理せらるゝに至りたるなり、それよりして氏子氏神の間、甚遠きが如くなりたるなるべし、仮令ば攝津國豊嶋郡垂水村、垂水神社、祭神豊城入彦命、同神の氏神なる故に、村民齊き奉りしが、孝德天皇の御宇、天下旱魃して、河井涸絶しければ、垂水村なる豐城人彦命十世孫、阿利真公高樋を作り、產土の水を内裏に送り、御膳水に供奉せしかば、天皇其功を美め、垂水公の姓_ノを賜ひ、垂水神社を掌らしめ賜へり、素よりこの垂水神社は、其氏子なる村長とも云へき、阿利真公の齊くべきは、理の當然なり、然るに大功有しより、殊に齋しむ、後二百年にして、勳八等垂水神社に從五位下を授け玉へり、又寛平七年十二月の官符に、諸人_ノ神多在_ニ幾内_ノ毎年二月、四月、十二月何廢_ニ先祖之常祀_ニ若申請者、直下_ニ官宣_ニ（氏神と云は、產土神なる事彌明なり、）など有如くに成りたる事なるべし、

明治二十七年四月十七日印刷
同 年 同 月 二十三 日 發行

著 作 者

大教正藤井稜威

山口縣熊毛郡上關村大字長島第八百十六番屋敷

發行者 叶才次郎
東京市京橋區龍山町七番地

東京市京橋區龍山町七番地

印 刷 者

澁谷信次郎

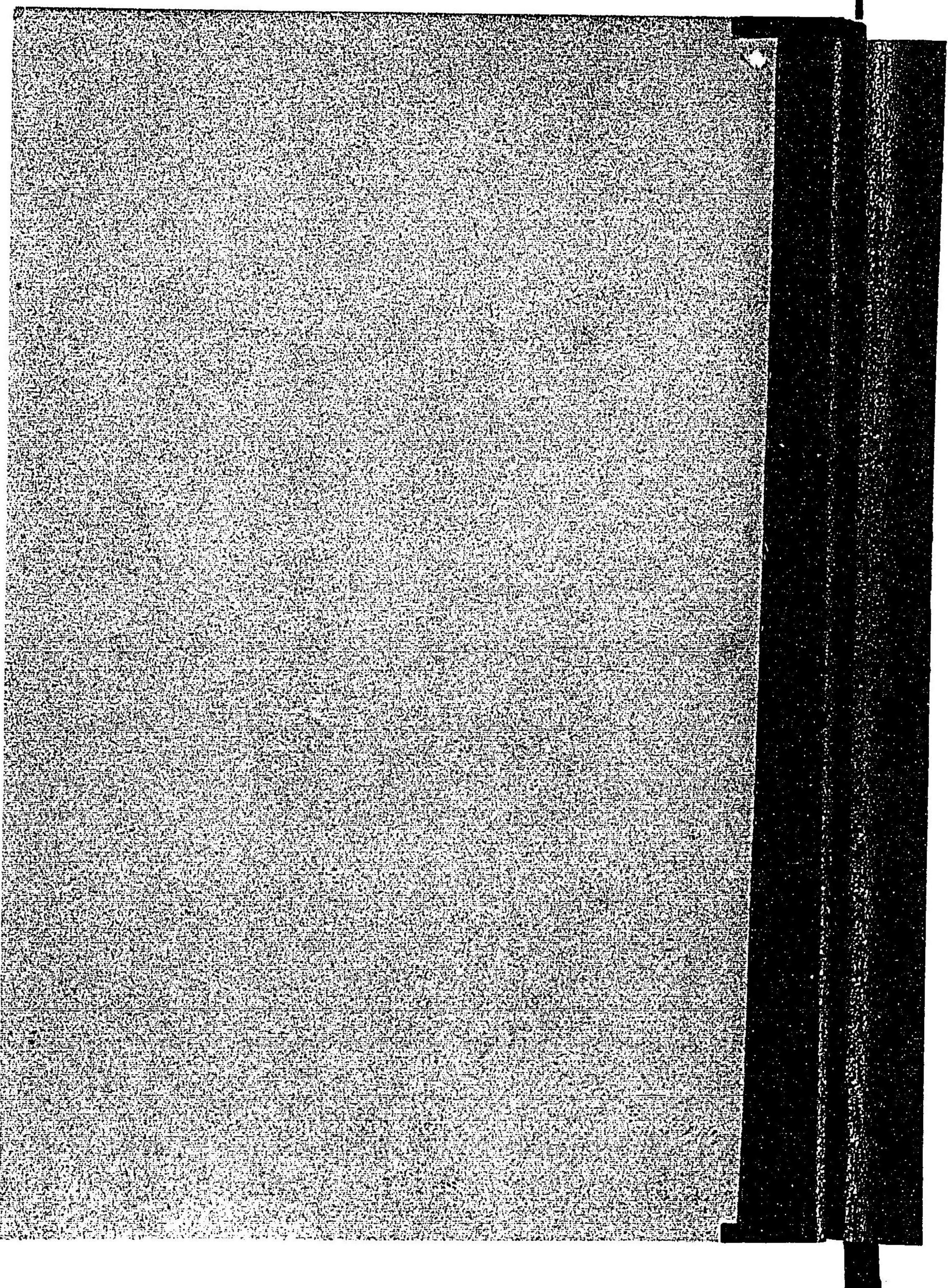
東京市京橋區龍山町七番地

印 刷 所

濱 關 舍

東京市京橋區龍山町七番地

N-T



3
20

神宮教立教大意述義詳解

藤井 稜威

国立国会図書館

014172-000-3

特48-828

神宮教立教大意述義詳解 甲

藤井 稜威／著

M27

ABB-0470



